

平成29年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成29年6月13日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 鈴木勝彦議員 (1) 吉岡市政の2期8年を振り返って
2. 黒川美克議員 (1) かわら美術館について
(2) いきいきクラブについて
3. 杉浦康憲議員 (1) 青少年ホーム跡地活用事業について
(2) 教育行政・子育て支援行政について
(3) ポートレースチケットショップ高浜（仮称）について
4. 北川広人議員 (1) 福祉行政について
5. 小野田由紀子議員 (1) 教育行政について
(2) 福祉行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市長 神谷坂敏

教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐 島 啓 一
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こ ども 未 来 部 長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
上下水道グループ主幹	清 水 洋 己
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	杉 浦 嘉 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定

主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

14番、鈴木勝彦議員。一つ、吉岡市政の2期8年を振り返って。以上、1問についての質問を許します。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、市政クラブを代表して、吉岡市政2期8年の成果を問うを一括質問一括答弁方式で質問いたします。

2009年8月に初当選され8年がたち、時の流れの速さと時代の移り変わりの早さに驚いています。これまでの経済は右肩上がりの景気に支えられ、順調に発達し続けました。ところが、平成20年のリーマンショック以後で経済の衰退に伴い地方の財政が悲鳴を上げ、破綻する自治体もあらわれるなど、本市でも厳しさを痛感させられることになりました。

その中、吉岡市政は果敢にも荒波に襲われながらも、最善の対策と時代の先を読み、これからの本市の行く先を見詰めながら挑戦を続けてこられました。まさに市民に寄り添い、ともに知恵を出し合い、協働の精神のきずなを育ててこられたのではないのでしょうか。

その一例を挙げるなら、渡し場かもめ会の活動から、その人柄が読み取ることができます。こ

の団体は高浜市の中では先駆けとなるボランティア団体であり、ことして25年目を迎え、芳川町内会だけではなく、吉浜地区の皆さん、中学生、社会福祉法人、企業等が毎年3月から11月までの第1日曜日の朝8時から9時までの1時間に地域と一体となり、海を守り、伝統を守りながら、時にはおしるこ、ところてんの振る舞い、渡し場まつり、そして反省会、三河港湾事務所の協力を得ながら、小学生とその親子を中心として海の生き物・水質調査、福祉施設の夏祭り、地域イベントなど、今なお進化しながら継続を続けています。

この団体は会員同士の活動を通じて市政の取り組み、夢を語りながらの活動で、まさに未来の市政に向かってさまざまな意見が交わされてきました。時には雑談の中からアイデアをいただき、時には叱咤激励を受けることもあります。市政を思うことから、気楽に多くの意見を吉岡市長や私にいただく場所となりました。

それ以後、市内にはたくさんのボランティア団体が立ち上げられ、地域に活力が生まれました。そして、その多くの団体に吉岡市長はみずから参加され、地域からの忌憚のない意見をいただき、それを市政に反映していくその姿こそ、住民への大切な寄り添いであると私は感じます。これからの市政を任された者の役目であり、市民に安全で快適な環境を整えるためのリーダーの資質であると思います。

多くの意見をいただきながら行く先を見詰め、政策を立案し、実行していく難しさを私も実感しました。この先の予測がつかない、見えてこないという不安から、市民の皆さんは現実との差に戸惑いが生まれ、市民請求により中央公民館取り壊しの賛否を問う住民投票が行われました。住民投票をきっかけに市民の関心が高まり、改めて公共施設のあり方を市民に説明し、考えていただく機会が生まれましたが、結果として多くの市民に不安を与えてしまいました。

私ども市議会にも説明責任が果たせていないのではないかと市民の皆様方から問われましたが、議会として、議員として誠実に丁寧に説明責任を果たしてきたのではないかと考えます。これを踏まえて、これまでに増して議会が行政の政策立案にしっかりと向き合い、議論して市民の皆様方にわかりやすく丁寧に説明責任を果たす今後の反省材料として受けとめ、議員の職務として行わなければならないと感じています。

これからの時代は今までの考え方から一歩先、あるいはその先を読み取り、最善策を決断して実行していく難しさが求められる大変な時代に入ってきているように思われます。この先は吉岡市長のかじ取りのもと、市民の皆様から貴重な御意見をいただきながら、今後も市政発展のため、より一層の努力と研さんを議会は続けていかなければならないと考えています。そのためにも、行政と議会が両輪となって同じ方向を向きながら市政を任せていただき、しっかりとした道筋を市民の皆様を示しながらお互いに頑張っていきたいと思います。

そこで、吉岡市政2期8年を振り返り、その成果を聞かせてください。あわせて、やり残した課題は何か、なぜ残してしまったのか、そして積み残した課題に対して、どのように今後取り組

んでいくのかお伺いします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、鈴木勝彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成21年9月に私、この職に就任をしましたが、一番最初に取り組んだと申しますか、最初の仕事は総合計画の策定という仕事でありました。これは今も進行中ではありますが、10年先の高浜市の未来を描く、そんな総合計画をつくっていかうと。当時、総合計画はつくってもつくらなくてもいいよと、そういう時代に入りつつあったわけですが、私はやはり市を指針なしに進めることよりも、皆さんの御意見も伺いながら、やはり総合計画というものをつくって、それにのっとった行政経営をしていかうと、そういう思いがあって、この計画に着手をさせていただきました。

この計画は、市民の皆さんの、また行政の職員もそうですが、これからのまちをこうしていかうというそんな思いが非常に詰まった計画になりました。それは回数からいうと120回を超える議論をする中でされたというふうに思っておりますし、その計画を着実に実行に移していくのが私の一番の仕事であるというふうに思っており、その歩を進めてきたところであります。

8年の成果ということではありますが、どんな時代にあっても、そのまちの中で次の世代を担う子供さんへの支援だとか、教育というのが私は最重要課題だというふうに思っております。それも、子供さんたちを支援するというのは、これは学校の教育だけではないというふうに考えておりました。地域で支えていく、そんな仕組みづくり、それを支える人たち、それをつくっていく、協力をいただいでいくというのが重要であるというふうに思います。

未来塾というのを御承知だというふうに思いますが、未来塾、それからまたこれは事業として行いましたが、タカハマ物語、こういったものを見ていただくと、これはまさに地域の大人と子供とのかかわり、子供の成長に大人の人がどうかかわっていくか、そういう典型的な事業になっているのではないかなと思います。

子供がまちへの愛着や誇りを持ち、これは言葉では簡単ですが、単純に子供たちに高浜のことをもっと知ったほうがいいぞとか、高浜に誇りを持ってよと言ったところで、子供さんにそんな思いが湧いてくるというふうには思いません。やはり事業を通じて、いかにそのまちを大事にしている大人が子供にどう向き合っていけるのか、それが子供さんたちへのそういうまちへの愛着や誇りにつながっていくんだらうと思います。

結果的には、ロボカップ、ことし名古屋で世界大会が行われますが、世界大会へ出場を果たせるチームは全国で、ジャンルがありますので、幾つかありますが、1つのジャンルで1チームなんですよね。どこのチームが出られるか、議員の皆さん方、御承知ですか。実は高浜のチームなんですよね。全国大会で優勝しました。このロボカップの世界大会への出場というのは、実は一度目ではないんですよね。何度もそういう大会へ出る子供さん、またディベートも全国大会への

出場を何度も果たしています。こんな世界へ羽ばたくお子さんたちが出てきているというのが、この取り組みの一つの成果ではないかなというふうに思っております。

また、学校教育においても、幼稚園、保育園、小学校、中学校、関係する事業の実施、これを異校種間連携をしながら12年間の学び、育ちを支えていく、そんな仕組みが高浜市にはあります。全部の小・中学校にサポートティーチャーを配置をしながら少人数指導を充実させ、子供1人1人のニーズに対してきめ細かに指導を行っていく、そんなことが行われた結果、総合計画の市民意識調査の中で、学習に積極的に取り組む子供さんの割合というのが私の就任当時と比べて大幅に増加をしております。子供の学習意欲が高まっているというふうに考えられます。

また、就任後間もなく、中学校3年までの子供の医療費の無料化、こども発達センターの設置、5歳児健診の実施、また特に産前・産後・子育ての切れ目のない支援として、全国に先駆けて高浜版ネウボラを実施をさせていただきました。人口減少に対して早い段階から、やはり危機感を持って、子供・子育てに対するさまざまな事業に取り組んでまいりました。高浜市の合計特殊出生率が1.8、全国の1.46を、これ2015年の数字ですが、大きく上回っている要因にも、私はこれはなっているのではないかなというふうに思っております。

こうした高い出生率、そして近年では核家族化や共働きが増加をし、全国的に待機児童という問題が顕著になってきております。本市では、これまでの家庭的保育事業に加えて、平成26年には民間の保育園を2園、平成28年6月から高浜幼稚園において午後6時までの預かり保育を実施するなど、今の保育ニーズに対応した対策を実施をしております。就学児童においても、平成23年より小学生が安心して遊べる場所を提供する放課後居場所事業や平成28年からは全学区の放課後児童クラブを午後7時までとするなど、子育て施策の充実も図ってまいりました。

ただ、我々は例えば放課後の預かりというのは、預かり保育を実施するだとか、子供さんを1つの枠の中にはめていくことよりも、子供さんが本当にどう思っているのかということを中心にその心を思いはかって進めていく必要があると思います。学校の校庭開放の事業というのは、これ何だ、校庭をあけているだけじゃないかと思われるかもしれませんが、それは放課後児童の健全育成事業の中で、学校の施設の中で、教室の中でとか、またほかの施設の中で子供さんになかなかこれ自由度が少ない中で子供さんに時間を過ごしていただくよりも、もう少し自由に、例えば異学年の子供さんだとか、自分の自由な遊びをしたいというようなお子さんの心を考えた場合に、我々は学童の方たちに放課後の授業が終わった後に、どんな場所を提供するかという中の選択肢を広げていく、もちろんこれ親御さんにもということではありますが、子供さんの選択肢を広げていく、子供の自由な遊びをきちんと保障していく、そんな中での取り組みであります。

また一方では、平成20年のリーマンショック以降、平成23年の東日本大震災、景気低迷等で本市の財政状況というのも22年度から27年度まで、これは普通交付税の交付団体というふうになってしまいました。厳しい財政状況が続いております。こうした中、平成23年には公共施設マネジ

メント白書をつくらせていただきました。

白書において、これまでの公共施設を全部維持していくのは難しい、そんな現状に直面をしました。ひょっとすると、この課題は少し先に解決すればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、この課題こそ早くかじを切り、先延ばしすることなく取り組む課題であると私は思いました。そういう中で、市の持続性を考えたときにはどうしたらいいかということに悩んだ上、市民の方、専門の方、また、議会からも特別委員会を設置をしていただいて御意見を聞きながら、公共施設総合管理計画というのを28年3月に策定をさせていただきました。

災害時の防災拠点としながらも、耐震性に課題を抱えておりました旧庁舎ではありますが、これはこの先の小学校等の建てかえ事業等に配慮しなければならないというところがありましたので、財政負担の平準化を図るという目的で20年間のリースという形でこの現庁舎に建てかえをさせていただきました。また、中央公民館を取り壊してホール機能を高浜小学校体育館へ機能移転をし、複合化・集約化をすることで施設の総量圧縮をし、子供から高齢者まで、小学校区の住民が集う地域活動拠点として、新たな交流の場を目指した高浜小学校等整備事業が動いておるところであります。

またあわせて、財政の改革にも積極的に取り組んでまいりました。全ての事務事業をゼロベースで見直して積極的に民間事業者へのアウトソーシングを進めるとともに、大きな財源負担を伴う大型事業をなくしてプライマリーバランスの黒字化を目指した結果、平成22年度の市債残高は約114億円が平成28年度では78億円と、36億円ほどの市債の圧縮を果たすことができました。基金では平成22年度、約18億円だった基金が平成28年度、約29億円と、11億円ほど基金を積み増しすることで、将来にわたる安定した財政基盤の確立に努めてまいったところでもあります。

また、市の財政を支えるのは、効率的で効果的な事業を進めていく、またはゼロベースでいくということ以外に、産業振興を図って財政基盤をきちんとしていくというのが重要であります。産業振興というのは、今、高浜市の東部、また北部に工業用地の創出を進めております。こういう中で新しい工場ができた場合にも、奨励金交付制度だとか、緑地率の緩和だとかを行いまして、積極的に企業さんに投資をしていただく、そんな環境を整えてまいりました。

また、本市の地場産業であります。三州瓦も屋根だけではなく、例えば庭園利用にも補助金を交付する、また農業においても新しい特産物ということで、ジャンボ落花生の栽培を奨励するなど、平成25年に制定をいたしました高浜市産業振興条例の理念に基づいて、市、事業者、地域における諸団体が連携、協力しながら地域産業の振興に努めておるところでございます。

次に、必ず起きるだろうとされている巨大地震への対応でございますが、平成25年に市内の25カ所に同報系の防災行政無線を整備させていただきました。各防災拠点には移動系無線を配備して防災体制の強化を図りました。また、大地震に伴う津波、大雨による河川の洪水などの水害に備えて、市民の防災意識を高めていただくために、電柱、避難所など約600カ所に標高サインを

設置させていただきました。この標高サインも、行政がこの場所につける、この場所にやりましょうということではなくて、市民の方たちとともに、どんなところに標高サインをつけていったらいいんだろうかということを検討した結果、そういう検討を加えても、愛知県の中でも多分2番か3番目ぐらいだったと思いますが、こんな取り組みが実施をできました。

また、高浜市の地震防災マップを作成し、地震に対する備えや防災に役立つ情報を発信させていただきました。また、災害発生時の避難など、特に支援を必要とされる方々に、避難行動要支援者と申しますが、避難行動の計画の作成を始めておるところであります。

また、こういう災害に対する意識が高まっており、行政の積極的な取り組みの中で、市民の方々も子ども防災リーダー養成事業ということで、これも年々、参加の子供さんはふえておりますが、地域で支え、助け合える人材の育成と地域防災力の向上を目指して、これこそ先進的な活動を地域の方々が展開をしていただきました。私どもも積極的に協力をさせていただいております。

また、高齢者が住みなれた地域で暮らしていくことができるように、本市が中心となりまして、医療、介護、生活支援、介護予防を包括的に体制整備していく地域包括ケアの実現に向けて取り組んでまいりました。

いつまでも健康で生き生きと毎日を過ごすことができるように、高齢者の皆さんがみずから出かけたくなるような場所や地域の皆さんと触れ合える場所として、市内の96カ所に健康自生地を設けさせていただき、国立長寿医療研究センターとの認知症の共同研究として、ホコタッチと各健康自生地に読み取り機を設置をいたしまして、外出機会の創出と介護予防、認知症予防に取り組んでまいりました。

また、各まちづくり協議会で行われる認知症の寸劇や認知症サポーターの育成も積極的に取り組み、サポーターの数も約7,000人を達成しております。地域で見守る体制の構築が進んでおるといふふうに思っております。

実は人口1万人当たりの病院、一般診療所の医師数といった市内における医療環境というのは、全国の水準には私どものまちは及んでいない状況であります。これまでものづくり産業を中心にまちの発展に貢献をされてきた方々が退職されて、団塊の世代が後期高齢者となる厳しい現実が目前に迫ってきておりまして、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに、これまで以上にこういった医療環境の水準というのは求められております。

そういう中で、病院、特に病床を市内に確保することが、住みなれた地域の中でのこういった医療と介護の連携、在宅生活を支えることの中で重要になってくるというふうに思います。将来に向けて地域医療を充実させていくことが重要であるということで、今、高浜分院の移転新築に向けての豊田会との協議を進めておるところでございます。

こうした施策を進めていく中で、市民意識調査で、いつまでも高浜市に住み続けたいと思っ

いる人の割合ということで、約8割の市民の方が高浜市に長く住みたいと感じており、私が市長に就任した平成21年9月、4万5,164人であった人口が現在は4万7,713人と、2,500人ほど増加をし、まもなく4万8,000人に到達する勢いがあります。4万8,000人というのは、総合計画をつくったときに我々が想定をしておいた計画が、10年後にはどんな人口を想定してつくるかということになりますが、それを超える、4年を残して、もう超えようとしております。

特に、私が政策を進めていく中で最も力を入れているのは、実は「大家族たかはま」に象徴されるところのつながり、いわゆる私は「根っこ」と言っておりますが、今、日本の一億総活躍プランが示されましたが、その中には地域のあらゆる住民が役割を持ち支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すと、そう記されております。まさに私どものまちがこれまで進めてきた施策を国が進めようとしておるのだというふうに思っております。

これも市民意識調査の中でですが、地域活動に参加したことがある人の割合が増加をしており、徐々にですが、高浜の市民の方たち一人一人が大家族たかはまの一員と感じて、このまちをよくしていくんだという意識でまちづくりに参加をしておっていただけるのではないかなというふうに思います。そんな方々がふえておると、私も感じております。

積み残した課題についての御質問がございました。

高浜小学校等複合化施設というのが総合管理計画の中のモデル事業として今、進んでおりますが、本来の機能を生かしながら、世代を超えた交流で、人と人とのつながりが生まれて、市民にとっても、児童にとっても使いやすい、そんな公共施設になるようにこれをしていく必要があるというふうに思っております。

また、勤労青少年ホーム跡地に学校プール機能を有するスポーツの拠点施設を、これは民間に整備をしていただく計画でありますが、そこでは新たな水泳指導への取り組みを考えていくということで、これはよく高浜小学校のプール、プールがないということが議論されるんですが、我々は議論の中心に据えなければいけないのは、子供さんへの水泳の指導はどうあるべきか、そのためにどんな体制が要るのか、そういうことを考えていく中でのこの民間プールの活用であります。高浜市だからこそできるし、高浜市だからこそ、しかも効果的にできる、そんな取り組みが民間のプールを活用した水泳指導だというふうに思っておりますし、子供さんにとっても、市の財政にとっても、また先生にとっても、私は非常に有効な方法だというふうに考えております。こういった取り組みを進めていくということは、公共施設の管理計画の着実な実施を進めるということでありまして、私はこれには今後も力を入れていくつもりでおります。

また、子育て支援の充実では、高浜市立高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化を進め、平成31年4月より供用開始予定の（仮称）たかとりこども園の整備について、引き続いて利用される子供さん、保護者が安心して利用できるように移管事業者との協議を進めて、現

定義での待機児童ゼロを実現させなければならないと考えております。

災害に強いまちづくりを実現するために、帰宅困難者や災害時要支援者への対策強化、またこれも地域、企業との連携というのは、これからさらに進めていく必要があるというふうに思っております。

高校生のソーシャル・ビジネス・プロジェクトというのが始動をしております。地域資源をビジネス手法を用いて発掘、PRをしていくという事業で、高浜高校生の活動に全国のまちから注目が集まっているところであります。こういう若者だけではなくて、高齢者等の活躍の場所も地域の中に創出をしながら、積極的な社会参加を促進していくことができるか、そして若者の発想、そして高齢者の豊富な知識、経験をどのようにまちづくりに生かしていくか、これも今後の政策を打っていく上での大きな課題となっていくんだろうと思っております。

全国では子供の貧困率が6人に1人という時代になりました。食事がとれなかったり、進学を断念したりしている子供さんの割合は年々ふえております。大人になっても抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖というふうに言われております。現在、市で取り組んでいる学習等支援事業、ステップとあすたかですが、これはボランティアの皆さんが食事を提供していただき、また事業者をお願いをして勉強、学習の支援等を行っていただきますが、こういった支援の輪をつなげることで、子供さんは地域にも信頼ができる大人がたくさんいるんだと、そんな思いを持つことが親以外に自分が相談できる場所があるんだと、そんな思いを持っていただけることがこの事業のもう一つの意味があるというふうに思っております。こういった事業を進めながら、いわゆる貧困の連鎖というのを断ち切っていく、そんな事業も今後も進めていく必要があるというふうに思っております。

昭和51年に高浜は市誌を発行いたしました。以来、まちの歩みを知ることができる資料の保存や人々の記憶の中に薄れていくものがたくさんあるというふうに思っております。私は土管屋でございましたが、土管を知る資料というのは、もうほとんどありません。当時、組合が解散をしたときに、大半の資料というのはもう燃やされていますし、会社がなくなると、そこにあった設備だとか、道具だとかいったものも完全に消えてしまいますし、そこで働いていた人たちの思いというものもどんどんと薄れ、なくなっていく方もあります。そういう中で、市制施行後50年を振り返って、高浜の歴史、文化を次の世代に伝えていく市誌編さん作業というのを、今こそこれを進めていかなければならないというふうに思っております。

また、認知症関係であります。厚生労働省の発表によりますと、MC I、軽度認知障害、認知症の前段階というふうに言われていますが、これを含めると、65歳以上で4人に1人がその予備軍、もしくは認知症というふうに言われています。認知症の発症予防や発症を遅延する取り組み、また仮に認知症になってしまったときも、その地域で安心して暮らしていくために、どうその地域がサポートしていくのか、これは行政、また地域の皆さんが一体となってやっていく必要

がありますが、これも今後の大きな課題になるというふうに思っています。

また、企業誘致というのは、企業の求めるタイミングに合わせて取り組む必要があります。刈谷豊田総合病院の分院の建てかえも、高浜市が必要とする医療の姿を示しながら、しっかりこれから交渉を進めていくことになります。

世界でも前例のない人口減少と超高齢化が進む日本において、またさらには、経済成長の鈍化で税収増加が見込めない一方で、社会保障費がどんどんとふえ続け、将来の見通しがなかなか見えない、そんな課題がございます。先ほど申し上げたようなこんな課題が大きくなる前に、そして大きくなる前というのは、まだ取り組む選択肢がある、そんな段階で、しっかり高浜のまちづくりの方向性を示していくことが私の役目だというふうに感じております。

また、積み残した課題に対してどのように取り組むのかということですが、今、地方分権の流れというのは国のほうは積極的に進めております。そういう中で、自治体の自主性というのがより高まっております。そういった中で住民ニーズをしっかりと把握をして、地域の政策課題に効果的、効率的に取り組んでいくのが自治体に求められるように、より一層求められるようになってまいりました。そういう中では、その政策を実現する、その政策をつくっていく、私どもの職員の政策形成能力の向上と実践力の向上が重要となっております。

ただし、それは行政だけでは、まちの課題を解決していくには限界がございます。昨年策定をしました高浜市しあわせづくり計画というのは、実はこれは高浜市に暮らす誰もが、これは市民の方も、また行政も、また企業で働く方もそうですが、日常で起こっている暮らしの中で、いろいろな出来事を他人ごとでなく、自分ごとで考えて、市民の全ての人が幸せを感じる、誰もが安心した生活が送り続けられる、そのためにどうやってみんなが協力して役割分担をしていったらいいか、そんなことがこの計画には盛り込まれております。

地域福祉という言葉は難しいですが、しあわせづくり計画というのは、地域福祉計画というものを少し名前を変え、視点を変えてつくり上げたものですが、地域福祉計画というのは、福祉を社協がやればいい、市がやればいい、そういうことではないですよと。今申し上げたように、ふだんの暮らしが幸せなこと、そのためには皆さんがそれぞれ自分のことだな、そう思って、小さな幸せづくりをしていくことがまち全体の幸せにつながるんだと、そういう福祉計画をつくる、それがこのしあわせづくり計画の目的でありました。したがって、我々はこの地域福祉計画に代表されるように、まちづくりの主役である市民と我々行政と議会によって協働し、複雑な課題を解決していく、これこそが多分唯一の高浜市の課題に取り組む、そんなやり方ではないかなというふうに思っております。

そのためには、担い手の裾野の拡大が非常に大事でありまして、市政やまちづくりに関心を持ってもらうように行政情報を発信しながら、「大家族たかはま」の一員として、そういう思いを持っていただける市民の方をふやしていく、そんな努力をしてまいりたいというふうに思ってお

ります。

先ほど鈴木議員からもお話をいただきましたが、市政運営の現場へ私は足を運ぶことが非常に重要であると、そこでお話を伺うことが大変重要であるというふうに思って、この8年間、本当にたくさんの場所に行かせていただきました。その中で、お話をさせていただく上では、必ず一緒になって行動を起こすということをしないと、やはりよく他人ごと、それは参加もせずに、そんなことわからんわなど、そういうふうに言われてしまうのかな、そんな思いもあって、皆さんの活動に感謝をしながら、十分なことはできませんが、少しでも一緒になって活動し、お話を聞くと、そんなことに努力はしてまいったつもりであります。

アシタのチカラというのを就任当初、皆さんに発表させていただきましたが、これはまさに高浜市の根っこづくりでありまして、このアシタのチカラをつくるために、高浜市の根をつくるために、この8年間を現場に足を運びながら、その思いで活動してきたつもりでございます。

その根っこというのは、高浜市総合計画、また自治基本条例、生涯学習の基本構想、教育の基本構想、こういう構想に全て織り込まれておるんだらうと思います。今後、リーマンショックのような大きな金融危機だとか、大規模な災害等が起きるのかもしれませんが、この人と人とのつながりという根っこがあれば、私は必ず乗り越えることができると思います。

災害が起きたときに一番最初に人を助ける行動が起こせるというのは、行政ではありません。これはもう各地で起きた災害を見ていただければわかると思いますが、まさに地域のつながり、隣の方と同じ活動をしながら、同じような生活をしながら、お互いの顔が見えるような環境づくりがあってこそ、初めて人の命も助かるんだらうというふうに思っております。このつながりを重視して、私は物にこだわるより、人をつないでともにまちを育てる、そんなことをモットーとして施策を前に進めていくことが重要であると思っております。

そのためには、これこそ市民の方々がお決めをいただくことになりますが、引き続き御支援をいただけるのであれば、3期目の市政運営に当たらせていただきたいと、そんな思いで今、御質問にお答えをさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私の質問に対して丁寧にお答えをいただきまして、特に今後の取り組みが大変重要だと思いますけれども、伺った範囲、その先をこれから再質問させていただきたいと思えます。

吉岡市長が就任されてから着手したのが第6次高浜市総合計画でございます。強いリーダーシップのもと、これまで前期・中期の基本計画に取り組み、答弁していただいたとおり、すばらしい成果を上げられました。大変評価させていただいております。

平成29年度は、第6次高浜市総合計画の中期基本計画の総仕上げの年であり、平成30年度から向こう4年間で計画期間とする後期の基本計画を策定する重要な年度であります。ぜひ、吉岡市

政におかれましては、前期基本計画及び中期基本計画の総括をきちんと行い、前期、中期で積み残した課題を明らかにした上で、後期基本計画の策定につないでいってほしいと考えます。

そのためには、8月に市民の審判を受けていただくわけですが、そこで市長にお尋ねします。後期基本計画策定に当たり、責任を持ってやり遂げる覚悟と協働のまちづくりをしっかりと進め、第6次高浜市総合計画の着実な推進と将来の都市像である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を実現する自信があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 激励をいただきまして、ありがとうございます。

先日、すこやかサタデーで、先ほど申し上げましたが、ステップだとか、あすたかに参加している子供さんたちに食事提供する、これは南部のあっぽでやっているんですが、そこに行っていました。あたかも友人のように、子供さんたちがその大人の方々と会話をしたり、また本当にすごい料理を丁寧に子供さんたちのためにとつくっていただくボランティアの方がいたりということで、その姿に改めて感動いたしました。稗田川の清掃にしてもそうですし、草刈り、それから花植え、先ほどありましたが、芳川の渡し場かもめ会の皆さん、また季節ごとの地域のイベントで活躍していただくまち協や町内会の皆さん、そして交通安全の街頭活動、また防犯パトロール、青パト、こんな活動を本当に地域の人たちが活動している姿を目の当たりにすると、高浜のまちというか、高浜の市民の方というのは、本当にすごいなというふうに思います。多分、議員の皆さんも視察に行かれて、これだけの活動をまちの中でやっておっていただける、そんな市民の方にきっと誇りを持っていただけるのではないかなというふうに思います。

私が多分、自信を持ってというふうに言えるとしたら、この皆さんの持つておる行動力だとか、このまちに対する誇りだとか、そのつながりが自分の自信につながっていくんだろうというふうに思います。私はその皆さんの行動力、そしてその思いを力にして施策に生かして、さらにまちの力を高めていくというふうに思っております。

今、後期の基本計画を策定中ではありますが、これも課題を抽出して、策定に当たっては、ワールドカフェだとか、市民ヒアリングだとか、パブリックコメントだとか、いろいろな皆さんの参画の機会を用意しながら、今年度の12月までにこれを策定し、今おっしゃったように、皆さんの力を自信に変えて事業遂行に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、また御指導のほどよろしく願い申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

思いをしっかり受けとめなければいけないと思っております。議会としても、市長の思いをしっかり受けとめ、お互いの立場を尊重しながら、思いを一つにして市民の皆様が安心してゆったりと生活できる環境づくりを実現していこうではありませんか。

その実現には、しっかりとしたビジョンと財政計画のもと、一步一步足元を見詰め、そして未来を見詰め、両輪で邁進していきたいと思っております。

そのためにも、8月の審判を受けるに当たり、市民の皆様方に市長みずからの思いを余すことなく伝え、多くの方の御賛同をいただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、かわら美術館について。一つ、いきいきクラブについて。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回のテーマは、かわら美術館といきいきクラブのあり方についてであります。今回、このテーマとして取り上げさせていただいた理由をまず説明させていただきます。

かわら美術館は、これまでに施設の建設に約30億円、所蔵品の購入に約5億円、運営費に約40億円、合わせて75億円余りを投入し、これまで美術品の鑑賞を中心に数々の功績を上げてまいりました。しかし、長期的な財政見通しが厳しく、美術館のあり方を大きく方向転換し、市民参加型の美術館を目指すことが示されました。

以前の答弁では、「市民の皆さんや瓦業界の団体の皆さんがもっと主体的にかかわるような形に変えていき、文化の交流点にしていく。収蔵品に関しても、それをどう生かしていくかについても検討していく」と述べられました。このことは、美術館の運営が大きな課題であるとの認識であり、現時点においても1億円を超える指定管理料が計上されている以上、高い優先順位で美術館の今後のあり方を集中的に協議していく必要性を感じております。

私が見聞きする限り、今後のあり方の方向性が必ずしも市民に伝わっているとは思えませんので、現状及び今後の方向性についての考え方を確認し、目に見える形での実効性に期待したいという思いから質問をさせていただくものであります。

一方、いきいきクラブのあり方については、いきいきクラブの会員数が年々減少しており、現状及び今後の方向性についての考え方を確認し、今後どのようにいきいきクラブについて考えていくのかという思いから質問をさせていただくものであります。

それでは、かわら美術館からお伺いいたします。

かわら美術館では平成28年度より、これまでの美術品を鑑賞していただくというコンセプトか

ら市民とともに歩む美術館へと大きくかじを切っています。事業費も約1億5,000万円から約1億円と約5,000万円削減し、運営されています。削減したとはいえ、1億円以上の事業費はかかっているわけです。

平成28年の変更点については、休館日については月曜日と12月28日から1月1日までとしていたものを、28年度からは月曜日と火曜日、年末年始は12月27日から1月3日までに変更され、開館時間は午前9時開館が午前10時開館に変更、1時間短縮されました。次に、展覧会については、特別展については年4回開催から年1回開催へ、特別展期間以外は企画展を開催することとされました。陶芸につきましては、休館日以外毎日開館していた陶芸創作体験を金曜日から日曜日の3日間の開館としています。

平成28年度から開館日数や開館時間が減るとともに、特別展や陶芸教室の開催回数も大幅に減っています。平成27年度に比べて展覧会の観覧者数と陶芸教室の参加者数、施設の利用状況はどのように推移したのか、まずお聞きいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、観覧者数の実績からお答えをさせていただきます。27年度が4万3,455人に対し平成28年度は3万5,084人、対前年比で言いますと80.7%でございます。

次に、陶芸利用の人数でございますが、平成27年度が7,199人、28年度が4,301人で、対前年比59.7%でございます。

また、施設の利用状況でございますが、平成27年度は697件、1万6,425人であったのに対し平成28年度は632件、1万7,046人となっております、対前年比では件数は90.7%、利用人数は103.8%となっております。

合計人数でいきますと、27年度が6万7,079人、28年度が5万6,431人で、対前年比84.1%となっております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 観覧者数は平成27年度が4万3,455人、平成28年度は3万5,084人で対前年度8,371人の減、陶芸の利用人数は平成27年度が7,199人、平成28年度が4,301人で対前年度が2,898人の減とのことですが、それでは、平成27年度と平成28年度の指定管理料を展覧会の観覧者数、陶芸教室の参加者数、施設の利用人数を合わせた数字で割ると、利用者1人当たりの金額はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 利用者1人当たりの金額ということでございますが、平成27年度の指定管理料が1億6,144万9,000円、平成28年度が1億600万円でありますので、1人当たりの金額に直しますと平成27年度が2,407円、平成28年度が1,878円となっております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

ただいま利用者1人当たりの金額は、平成27年度が2,407円、平成28年度が1,878円、対前年度529円の減額になっているという話でございます。

平成28年度の成果や課題をどのように捉えているのか、まず展覧会についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 平成28年度の成果・課題で、まず展覧会についてということでございますけれども、企画展に当たりましてはさまざまな市民や団体の方にも参加・協力を仰ぎまして、館藏品以外の資料・作品も展示するといった実験的なテーマにも取り組んだり、地元の文化の発信、市民の皆様の学びや創造活動に資する内容というものを心がけてまいりました。

例えば、市誌編さんとのタイアップ企画として開催されました「たかはまのたからもの」展では、まちづくり協議会を初めさまざまな団体や個人の方から「100年先の未来に残したい『たかはまのたからもの』」をお寄せいただきまして、多くの方々に高浜の魅力や自慢に触れていただきまして。また、夏に開催しました「PLAY」展では、県内の若手作家の作品を多く取り上げるとともに、夏休みを意識して積み木など子供たちが楽しめる体験コーナーを設けるなど、遊び心を盛り込んだ企画も実施いたしました。

特別展の回数が年1回、そして展覧会の事業費が27年度に比べて7割以上減少、それから開館日数が15%減少したという中で、観覧者数が対前年比で約8割であるということ、また、小・中学生の観覧者数でいきますと27年度に比べて28年度は1.5倍になっている、そういうことを鑑みますと、費用をかけなくても内容を工夫することによって大きな効果を上げることができたのではないかというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 費用をかけずとも内容を工夫することにより大きな効果を上げることができたということでございますけれども、陶芸利用についてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 陶芸利用についてでございますけれども、開催日が金曜日、土曜日、日曜日になったということと冬の間2カ月はお休みしているということで、開催日数が約4割に減っております。その中で、利用人数は過去最高だった27年度の約6割ということでございますので、1日当たりの利用人数で換算しますと約1.5倍にふえたということで、運営の効率化というのが図られたのではないかというふうに考えております。

一般利用の場合、今までですと平日の開催日が金曜日しかないというところでありましたので、例えば今年度からは団体予約については水曜日、木曜日についても受け付けていくといったよう

なこと、あるいは、一般の方に広く創作活動の場として使っていただけるようにもっとPRを行いまして、利用の掘り起こし、拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 陶芸利用については、平日の開催日が金曜日しかないため、今年度から団体予約については水曜日や木曜日についても受け付け、一般の方の創作活動の場としての開放ももっとPRを行い、利用の掘り起こしや拡大につなげたいという、そういった前向きなことは大変いいと思います。

次に、施設の利用についてはどのように考えておみえになるのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 施設利用の面でございますけれども、休館日がふえた中で、件数・人数ともにほぼ前年度と同じ程度の利用があったということでございます。ただ、特別展の回数が減った分、例えばホールを貸し出せる日数はふえておりますし、シアターですとかモノコトギャラリーを新たに開放するなど、稼働率の向上に向けてまだまだ工夫・改善の余地はあるというふうに考えておりますので、利用促進に向けたPRの強化、掘り起こしということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） シアターやモノコトギャラリーを新たに開放するなど、稼働率向上に向けて工夫・改善の余地があると考えており、利用促進に向けたPRの強化、利用の掘り起こしに取り組んでいきたいという、そういったことでございますけれども、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

次に、市民の自主的なかわりへの働きかけについてお伺いいたします。

瓦業界を初め商工会やまち協、町内会、文化協会など諸団体との連携は、市民との接点が少ない指定管理者では荷が重いのではないかと感じています。期限が限られている中、行政の横の連携により行政が力強く主導していく必要があるのではないかと感じております。

そこで、指定管理者、行政がそれぞれ市民の自主的なかわりをふやす取り組みをどのように実施してきたのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 市民の自主的なかわりをふやす取り組みという御質問でございますが、まず、指定管理者におきましては、趣味や特技、知識を生かし、美術館とともに事業を企画・運営いたしますアートサポートメンバー制度、こういった制度のほうをまず創設いたしました。平成28年度の登録実績につきましては34組ということで、創作ワークショップでありますとかロハスガーデンマルシェなど、市民の力を生かして体験や学びの場を提供するといった、従来の美術館活動にはなかった多様な活動が生まれつつありまして、新たな層の集客が見られる

ようになっておるといところでございます。

一方、行政におきましては、例えば三河吉浜福よせ雑実行委員会とのマッチングによります「福よせ雛 in かわら美術館」の企画・開催、あるいは「PLAY」展へのたかはま夢・未来塾の子供たちの作品の賛助出品の働きかけ、「100年先の未来に残したい『たかはまのたからもの』」への応募呼びかけなど、これまで美術館と縁の少なかった市民や団体との接点をふやす取組みを進めてきておるといところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） これまで美術館と縁が少なかった市民や団体との接点をふやす取組みを進めてきたということは、これは非常に評価ができるということでございます。

文化の拠点として、文化協会との連携は欠かせないと考えておりますが、文化協会との連携はどのように進めてみえたのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化協会との連携ということでございますけれども、企画展「撮る人」の際に、写真部の会員の方から作品の出品協力ということがございました。また、従来中央公民館で開催されておりました文協祭が、本年度から美術館で開催されることになりました。音楽や踊りなどの芸能発表会は11月12日日曜日にホールにおいて、それから、絵画や陶芸などの展示発表につきましては11月11日土曜日を皮切りに、展示期間を1週間ごととして、4クールに分けて3階のモノコトギャラリーを中心に開催される予定となっております。ほかに、来年度は西三文協美術展の当番市ともなっておりますので、現在、美術館を拠点に開催することで検討をしております。

美術館で開催するさまざまな企画への協力をさせていただくことを通して、まずは組織として美術館を活用していただくということに取り組んでいただきまして、その中から個人あるいは個々のグループが「美術館で何かやってみたい」、そんな思いが生まれるように働きかけを行ってまいりますというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 文化協会については、中央公民館が取り壊されたということで、従来、中央公民館で開催されていた文協祭が、今年度から美術館で開催されることになったということは、私は以前から文協祭を美術館でやっていただきたいということで、いろいろとお話をしておったわけですが、これからは美術館で開催されるということで、非常にいいことだというふうに思います。

次に、瓦業界との連携についてはどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 瓦業界との連携ということでございますけれども、1階ホワイ

エと3階ロビーのリニューアルを行いまして「たかはま・かわら・三州瓦」というコーナーを設けて、瓦文化、瓦業界の取り組みの発信のほうを新たに行っております。特に3階のロビーにつきましては、愛知県陶器瓦工業組合、三州瓦工業協同組合、三州鬼瓦製造組合に資料を御提供いただくだけでなく、展示方法などについても一緒に協議を行っております。解説パネルを展示するだけでなく、瓦の実物ですとか映像を交えることによって高浜と瓦づくりとのかかわり、瓦づくりの工程や瓦の性能、実際の施工例などを見た目にもわかりやすく紹介しております。学校授業での活用ですとか、市内外の多くの皆様にとって三州瓦に対する理解・関心が高まるということを期待しております。

また、現在開催中の企画展「三州鬼師の技—伝統と創造—」は、三州鬼瓦製造組合などと企画段階から協力してつくり上げたものでございます。また、会期を同じくしまして愛知県陶磁美術館におきましても「瓦万華鏡」という企画展が開催されておりますが、こちらもかわら美術館と組合が企画に協力しております。県内の焼き物の産地として、高浜の瓦・鬼瓦の広域的な発信にも取り組んでおります。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

瓦業界とタイアップしていろいろな企画・運営がなされているということをお聞きして、非常にいいことだなというふうに思います。

平成27年度の3月補正予算で、カワラでつながるミライ事業（地方創生加速化交付金事業）を議決し、かわら美術館3階スペースを活動拠点として、高校生レストランの仕掛け人である岸川氏の支援を受け、市内の高校生がコミュニティ・ビジネスにチャレンジするとともに、かわら美術館にクリエイターの活動拠点を創出し、社会起業家創出に向けた支援を行い、市内の瓦産業界や経済団体等との積極的な連携を図る事業が行われると聞き、かわら美術館の市民参加型への転換の起爆剤になると期待しておりましたが、本年3月の予算特別委員会において3階展示室の空間整備は実施しないという答弁があり、当初の計画とは異なっております。

この状況を、かわら美術館担当グループとしてどのように受けとめているのか、お答えください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） カワラでつながるミライ事業のうち3階展示室の空間整備につきましては、市内の高校生が美術館を活動拠点としたコミュニティ・ビジネスにチャレンジするとともに、高校生のアイデアにさらなる発想を加えるために、クリエイターやコミュニティ・ビジネスを行う方たちが集まる事務所機能としての活用を想定したリニューアルを行う予定をしております。

そこで、まずは瓦・焼き物の常設展示を行っていた独立展示ケースの大半を撤収しまして、3

階の展示室をモノコトギャラリーという名称に変更しまして、リニューアルに向けた準備を行いました。しかし、実際に高校生のソーシャル・ビジネス・プロジェクトの活動を進めていく中で、活動の発表や活動内容を見せるといった活動の一拠点として美術館を活用することはあっても、事務所機能としての恒常的な活用は難しいということが見えてまいりました。

また、コミュニティ・ビジネスのセミナーなどで試行的にモノコトギャラリーを活用する中で、利用者や来場したお客様のほうから「展示スペースや事務所といった機能を決めて作り込んだ空間にするよりも、天井の高さ、室内の広さといった空間の特性を生かして、使う方にどんな使い方ができるか自由な発想に委ねたほうが、モノコトギャラリーの名前にふさわしい、おもしろい取り組みが生まれてくるのではないか」、そのような御意見もたくさんいただきました。

こうした御意見などを踏まえまして、地方創生加速化交付金事業で実施している各種ソフト事業については、3階展示室の整備工事といったハードの整備がなければ実現できない、目的を達成できないといったものではないことから、国費を使った改修工事ということは見送ることといたしました。

ただ、モノコトギャラリーは「みんなで美術館」の象徴となる場でございます。さまざまな方たちがクリエイティブな活動を行ったり、アイデアの実現に向けてチャレンジする場であることには変わりはないので、市内外のさまざまな方たちとのつながりを持ちながら、既存の枠にとらわれない発想で、協働で企画を考え、実践する場として活用してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私は、個々にかかわる人をふやすことも大事ですが、市民との協働でかわら美術館の活用を考えるプロジェクトを立ち上げ、市民とともに考え、企画・運営していただくことにつなげ、かかわる人の輪を抜本的に広げる取り組みが早期に求められると考えておりますけれども、そのあたりの考え方があればお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） かかわる人の輪を抜本的に広げる取り組みという御質問でございますが、美術館の企画・運営等に主体的にかかわっていただけるようにするためには、まず美術館を知っていただき、興味・関心を持っていただくことから始める必要があると考えております。

そこで、昨年度は「気になる美術館」という目標を掲げまして、浅いかかわりから深いかかわりまでさまざまな形で参加の機会を創出いたしまして、これまで美術館との縁が少なかった市民や団体とのつながりを築いてきたところでございます。

今年度は「いっしょに楽しむ美術館」という目標を設定のほうをいたしておりますが、運営に関しまして、市民を交えて検討、御意見をいただく場といたしましては、運営審議会あるいは指

定管理者選定評価委員会といった場が既にごございます。既存の関係団体が集まるような会議体をふやすのではなく、例えばことし8月にはざっくばらんなカフェとの協働企画ということで、「あるような、ないような美術館の役割」と題しまして地域に開く美術館、市民に必要とされる美術館をともに考える場を予定しておりますが、さまざまな形で市民とともに美術館を考える、実践する場をつくる中から、市民と市民、あるいは市民と美術館の小さなつながりの輪を生み出し、培った、そういった御縁を大切に育むことによって市民参加の裾野を広げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

前回の一般質問の中で、市民参加型への転換について、指定管理者の評価項目について第1期から大きく見直し、市民参加・協働を重視した内容となったとの答弁があり、例えば「事業の企画・立案や実行、情報発信などさまざまな場面で市民等と多様なかかわりを持ちながら運営を行っている」「展示観覧者や施設利用者、運営協力者の掘り起こしが行われ、参加等の人数・団体数や件数が拡大している」「瓦業界・企業との連携・協力を密に行っている」「高浜市の魅力や自慢を掘り起こし、発信するなど、市民の郷土への関心、愛着・誇りを高める取り組みが行われている」「施設の効果的な活用が推進され、市民等による文化・芸術、生涯学習、まちづくり等の活動が活発に行われている」「地域や学校等へ積極的に出向くなど、文化と市民とのつながりを豊かにするためのアプローチを行っている」といった項目を新たに設けて、市民参加・協働の進捗ぐあいはかかってまいりたいということでありました。

もし、指定管理者選定評価委員会、あるいは事業担当グループの評価でこうしたアクションがとれていないということになればどのような対策をとられるのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 指定管理者の選定評価委員会あるいは事業担当グループの評価で、アクションがとられていない場合どういう対策をとるかということでございますけれども、美術館の運営につきましては、運営状況の情報共有の場である月例会、それから事業企画案を検討する企画会議というものをそれぞれ毎月開催しております。その中で、指定管理者と文化スポーツグループの職員が意見交換を行っております。

指定管理者選定評価委員会による評価は7月に行う予定をしておりますので、まだ評価結果は出ておりませんが、評価の低い項目があれば指定管理者へ課題のほうを指摘し、月例会や企画会議の中でともに改善策を検討し、アクションをとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 評価の低い項目があれば指定管理者へ課題を指摘し、月例会や企画会議の中でともに改善策を検討し、アクションをとっていくという考え方でございますけれども、ぜひ

そのように行っていただきたいと思います。

かわら美術館のあり方については、多額の税金を投入していることもあり、賛否両論があります。私も市民の皆さんから「これからの美術館はどうなるの」と聞かれたことも多々あります。かわら美術館の今後のあり方として、基本は運営費を減らし市民参加型を推し進めていくという考えであると理解しておりますが、市民参加型への転換の道のはまだ一步を踏み出したばかりであり、進捗の発信も含め、まだまだこれからであるとも感じております。

かわら美術館の新しいコンセプト「みんなで美術館」のサブキャッチコピーには、「人を育てる、産業を育てる、高浜市を育てる」とあります。ぜひとも、その方向を目指して、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

昨年9月の一般質問の中で、今年度、生涯学習事業に取り組んでおられるさまざまな団体の皆さんとキャッチボールを積み重ねながら、生涯学習基本計画の見直しが行われる旨の答弁がありました。ぜひともかわら美術館が果たす役割を生涯学習基本計画の中に描いていただき、取り組みを市民に見えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 取り組みの見える化ということでございますけれども、「みんなで美術館」という目標の実現に向けまして、昨年度が「気になる美術館」、今年度が「いっしょに楽しむ美術館」、来年度につきましては「みずから生み出す美術館」、平成31年度は「高浜市の誇りになる美術館」、指定管理最終年度であります平成32年度につきましては「市民とともに呼吸・成長する美術館」という年度目標を掲げまして、一步ずつ取り組んでおるところでございます。

市民が集い、文化・芸術、生涯学習、産業・観光、まちづくりといったさまざまな活動を能動的に行うことによりまして、人もまちもともに成長し、活力を生み出していくことを目指しておりますが、これはまさに本市が目指しております生涯学習の姿に合致するものでございます。

後期の生涯学習基本計画におきましてもその考えのほうは踏襲させていただきまして、美術館を学びやまちづくりの核といたしまして、人・地域資源・情報が出会い、交流し合うことによりまして、新たな文化等を生み出していくといった活動を市民とともに進めてまいりたいというふうに考えております。

また、進捗の発信という点でございますが、昨年の広報たかはま7月15日号におきまして、美術館の特集記事のほうをこれ、掲載させていただきました。新たなコンセプトや参加・協力の呼びかけなどを行いました。掲載以来1年近くが経過しておりますので、その後の動向等についての発信を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ぜひともそういう発信をしていただきたいと思います。

美術館の最後になりますけれども、これまでの答弁で瓦業界との連携などをお聞きしましたが、これは以前からも行われていたことで、私は抜本的に行政の横の連携で、瓦業界も含めて力強くかわら美術館のあり方を検討していくことが必要であると思います。

公共施設推進プランではかわら美術館はどのように位置づけられ、管理運営費をどのようにしていくことを目指しているのか。また、生涯学習基本構想の改訂に合わせて行政の横の連携を強化し、市内の各種団体を集めて、改めてかわら美術館の目指す姿を共有し、市民参加を促していく取り組みをする考えはないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、公共施設推進プランでのかわら美術館の位置づけということでございますけれども、地域の文化の発信拠点である美術館について、機能変更や民間譲渡など保有形態も含めてあり方の検討、見直しを行いまして、より効率的かつ市民サービスの向上を図っていくということで、平成34年度までにそういった検討を行っていくというふうに位置づけられております。

また、管理運営費につきましては長期財政計画の中で、昨年度は指定管理料1億600万円というふうにしておったんですけれども、ことし2月にお示しさせていただいた計画の中では、1年たって運営費で見直しできる部分は削減をしたということで、今年度から1億300万円の指定管理料というふうしております。今後も、経費を抑えながらいかに運営の効果を上げていくかということを追求をしてみたいというふうに思っております。

それから、美術館の目指す姿を共有して市民参加を促していく取り組みということでございますけれども、これは極めて重要であるというふうに認識をしております。ただ、アプローチの方法というのはさまざまありますので、今議員おっしゃるとおり、各種団体を一堂に集めて検討していく、それも一つの方法でございますし、例えば取り組みや実践の中から一緒に取り組んだほうがおもしろいというところをマッチングしながら相乗効果を生み出していくというような形もありますし、まだまだ私たちが知らない活動をしていらっしゃる方もたくさんあると思います。そういったさまざまな形でアプローチをかけていくということが大切だと思っております。

まず、昨年度はとにかく土を耕して種をまくという状態でしたので、そういった、まいた種をしっかりと育てていく、そしてさらに種をまいていくということで、芽吹くのには少し時間がかかるかもしれませんが、そういった活動を実直に取り組んでみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

1億円以上の運営費をかけている限り、市民の納得を得るためには情報の発信や進むべき方向を示し続けることが必要だと思います。もっと市民の目に見える形でお金だけではない部分の価

値を高め、かわら美術館の今後のあり方を抜本的に考える取り組みが進むことを期待して、美術館の一般質問は終わらせていただきます。

続きまして、いきいきクラブについて質問をさせていただきます。

内閣府が発表した平成28年版高齢社会白書によれば、我が国の高齢化率は26.7%で、およそ40年後の平成72年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上と言われます。また、75歳以上人口が総人口の26.9%になると見込まれ、4人に1人が75歳以上という時代がやってきます。総人口が減少する中、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会が到来するわけです。高浜市は比較的若い世代が多く、高齢化率は18.8%と低いものの、今後は全国同様に、押し寄せる高齢化の波に逆らうことはできない状況にあります。

このような状況において、現在の医療制度や介護保険制度を破綻させることなく継続していくためには、健康寿命を延ばし、高齢者の皆さんが地域の中で生き生きと活躍できる社会を構築しなければならないと思います。

本日は、高齢者の皆さんが自宅に閉じこもることなく、地域の皆さんと交流を図るための組織であるいきいきクラブの活動につきまして、幾つかお伺いをさせていただきたいと思います。

最初に、高浜市のいきいきクラブのこれまでの経緯についてお伺いいたします。いつごろ、どのような形で創設されたのかをまずお聞きいたします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

高浜市のいきいきクラブは、おおむね60歳以上の方によって地域ごとに組織された会員制の自主活動団体です。その活動は幅広く、教養講座の開催や健康推進事業、社会奉仕活動や友愛活動などを中心に行っています。

また、いきいきクラブの歴史は古く、昭和39年4月に現在の高取地区につくられた老友会がその始まりで、40年4月には老人クラブ連合会が設立をされています。当時は老人クラブという名称で活動をされてみえましたが、平成17年1月から現在のいきいきクラブという名称に変更されてみえます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） いきいきクラブには半世紀を超える歴史があることがわかりましたが、連合会の設立当初はまだ活動が活発ではなく、クラブ数、そして会員数も現在より少なかったと記憶しています。その後、いきいきクラブ自体が認知をされ、徐々に会員数がふえてきましたが、現在のクラブ数が幾つで、そして会員数が何人見えるのかをお伺いいたします。

加えて、現在も会員数は増加傾向にあるのか、あるいは減少傾向にあるのか、また、ピーク時には何人の会員がお見えになったのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 御質問のとおり、連合会の設立当初はクラブ数が10で会員数も1,000人程度でしたが、現在のクラブ数は18で会員数は1,418人といった状況です。会員数は減少傾向にあり、最近では4年続けて会員数が減っています。ピーク時の平成22年度には1,753人の会員がお見えになりましたので、ここ7年間で会員数は335人の減といった状況となっております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

会員数がここ7年で335人の減少ということは、毎年50人近い会員が減っている計算になります。高齢者人口がふえているにもかかわらずいきいきクラブの会員数は減っているということは、何らかの原因でいきいきクラブ離れが起きていることにはなりますが、この会員数の減少を市としてどのように捉えているのか、お答えください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ここ数年の会員数の動きを見てみますと、男性の会員が減ってきていることが特徴となっております。これは、定年である60歳以降も働かれる方がふえつつあることがその理由であると考えています。したがって、60代の男性会員はわずか72人といった状況です。

また、いきいきクラブ自体の高齢化も進みつつあり、入会される年齢がどんどん遅くなってきていることにより、75歳以上の後期高齢者の割合がふえて全体の76.6%を占める、こういった状況となっております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 75歳以上の後期高齢者の割合が全体の76.6%を占めているということですのでございますけれども、元気であれば高齢者の方がふえるということも悪いことばかりではないと思いますけれども、定年後も就労される方がふえたことによる影響もあって、前期高齢者の割合が4分の1以下という実態に少々驚きましたが、いきいきクラブの方にお話を伺うと「楽しい活動がない」といった、クラブ自体の活動に魅力がないことも伺いいたします。自分のやりたい活動が行われていないから、いきいきクラブに入っても仕方がないといったこともあると思いますが、実際にどのような活動が行われているのでしょうか。

冒頭で、教養講座の開催、健康推進事業、社会奉仕活動、友愛活動などと伺いましたけれども、具体的な活動内容をお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） まず、いきいきクラブ連合会では、陶芸教室、料理教室、グラウンドゴルフ大会、歩け歩け大会、カラオケ会といった文化・スポーツ活動を中心に、市民一斉清掃やわくわくフェスティバルといった行事にも協力していただいています。

一方で、各クラブの活動につきましては、自主活動であるため、活発なクラブもあれば活動自体が少ないクラブもあります。黒川議員がおっしゃられたように、御自宅のある地域のクラブ活

動に魅力を感じない場合は、いきいきクラブへの加入を見送るといったケースも考えられます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

今後ますます高齢化が進む中で、元気な高齢者の皆さんには、自宅に閉じこもることなくどんどん地域へ出かけ、活動的な毎日を過ごしていただくことが重要です。いきいきクラブの実情をお聞きすると、もう少し皆さんに御参加いただきたいと思います。元気な高齢者がふえれば医療費の削減につながり、介護保険料の伸びを抑えることも期待できます。また、地域のさまざまな担い手として活躍していただくこともできるわけです。アクティブな毎日を過ごしていただくためにも、いきいきクラブの会員をふやす方策を考えて、それを実施していただくことを要望しますが、そのあたりをどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 高齢者の皆さんが自宅に閉じこもることなく、街なかへ出かけて地域の皆さんと交流していただく仕掛けといたしまして、高浜市では健康自生地の創出に力を注いでおります。地域にお住まいの元気な高齢者の方々に担い手として活躍していただき、現在、96カ所までふえてまいりました。

国立長寿医療研究センターや花王との共同研究のためのツールでありますホコタッチも好評で、外出意欲を引き出すとともに、歩行年齢を表示することで、歩くことを一つの楽しみとして捉え、ウォーキングに励む高齢者がふえてまいりました。

この健康自生地の活動とホコタッチの取り組みは、いきいきクラブが行っております健康の推進や介護予防の活動と重なる部分もあり、上手に組み合わせることによってクラブ会員の増加につながればと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私もホコタッチは持っておりますけれども、以前よそで聞いた話があるんですけども、歩き過ぎて膝を痛めたと、そういったようなあれで整形に通ってみえる方がふえたとか、そういう、このホコタッチの利用の仕方についても「でいでーる」の中でこういった使い方とかいうことをPRしているものを拝見させていただきましたけれども、ぜひこのホコタッチの利用につきましては、どういう利用の仕方をするといいかということをもっとPRしていくといいのかなというふうに思います。

高浜市独自の取り組みである健康自生地とホコタッチは、ともに高齢者の閉じこもり防止、健康寿命の延伸、介護予防、認知症予防の効果が期待でき、今後も引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと考えております。これらの取り組みといきいきクラブの活動がうまくマッチングされることを期待しています。

そこで、一つ提案でございますけれども、お隣の碧南市では高齢者の無料入浴サービスを実施

していますが、例えば、いきいきクラブに入会すればサン・ビレッジ衣浦の入浴チケットがもらえるといったことにすれば会員数がふえることも期待できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 碧南市では、従来から高齢者の無料入浴サービスを実施しています。

本市におきましては、元気な高齢者を応援するための事業といたしましていきいき健康マイレージ事業を実施しており、ポイントをためていただくことによりサン・ビレッジ衣浦の利用券と交換することができます。また、本年度から開始をしました「たかはま健康チャレンジ」では、健康づくり活動を初め健康診査の受診や地域活動に参加していただくと、市内の入浴施設で利用できる優待券を差し上げています。

ただいまの黒川議員からいただいた御提案につきましては、高浜市独自の入浴サービスとして実施をいたしております。入浴以外のインセンティブにつきましては、今後もどういったものがよいか、検討をさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ぜひ検討をお願いいたします。

会員数の減少ですとか活動に魅力がないといったマイナス部分ばかりでなく、いきいきクラブの中にはとても活動が活発で、会員が生き生きとした毎日を過ごしているところも幾つかあります。私が活動内容をよく承知している湯山クラブを紹介しますと、文化学習活動では生け花、絵画、園芸、ソーイング、カラオケなど多岐にわたっています。スポーツにおいても、グラウンドゴルフ、ヨガ、ウォーキングなどを実施するとともに、毎年8月に湯山公園で実施する触れ合いイベントにはおよそ150人の皆さんが集まり、地域の子供たちと世代間の交流を楽しんでみえます。

こういった活発な活動を展開しているクラブには、必ずキーパーソンが存在します。会長さんを初め、周りの皆さんが一生懸命いろんな工夫をされてみえたり、熱意のある方がやる気になって地域の皆さんを引っ張ってみえたりして、こういったクラブは本当ににぎやかで、和気あいあいとした活動をしておみえになります。いきいきクラブを活性化させ、会員をふやすには、こういったお世話をしていただく、やる気のある人材の掘り起こしも必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 黒川議員がおっしゃられるとおり、熱意とやる気のあるキーパーソンとその協力者の存在は、団体の活性化には欠かせません。

私どもが推進しております健康自生地の取り組みにしても、自生地の管理運営を行っているのは地域の元気な高齢者の皆さんです。自生地の活動に参加するだけでなく、担い手側に回ること

により役割や生きがい生まれ、より介護予防や認知症予防に効果があると言われていています。同様に、いきいきクラブの会員の方の中からも、熱意のある方をお願いをしてクラブの活動を盛り上げていただくよう、こちらからも働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、健康自生地やホコタッチの活動といきいきクラブの活動を上手に組み合わせることもあわせて検討させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。ぜひそういった検討もしていただきたいと思えます。

本日は長い歴史のある自主活動団体であるいきいきクラブにスポットを当ててお伺いしましたが、一番申し上げたかったことは、高齢化社会を乗り越えるために今、何をしなければならないかということです。

冒頭にも申し上げましたが、高齢化は今後もますます加速し、さまざまな制度や仕組みにひずみが生じることも考えられます。しかし、高齢化は決して恐れるものではなく、高齢者になっても意欲のある方はたくさんお見えになります。こういった方が地域で活躍できる社会をつくり上げることが大切です。

高浜市が平成25年度から実施している健康自生地の取り組みの評価すべき点は、地域づくりの主な担い手として高齢者を位置づけているということです。また、介護予防や健康づくりといった分野は、つき合ってくれる仲間がいると非常に取り組みやすいですし、日常のちょっとした援助も高齢者同士のほうが気兼ねなく頼めます。高浜市の取り組みは、こういった高齢者同士の支え合いに着目し、支える側の高齢者のやる気と生きがいをうまく引き出しています。

今後も、健康寿命を延伸させることと住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティづくりを目指して事業展開をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、杉浦康憲議員。一つ、青少年ホーム跡地活用事業について。一つ、教育行政・子育て支援行政について。一つ、ポートルースチケットショップ高浜（仮称）について。以上3問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていた

できます。

まず初めに、青少年ホーム跡地活用事業についてお伺いします。

これまでも水泳指導に関する一般質問をしてきましたが、民間プールを活用して水泳指導を実施することの有効性は理解できました。初めに高浜小学校から実施、高取小学校、港小学校、そして南中学校については勤労青少年ホームのすぐ近くで、中学校のグラウンドの有効活用を考えると、民間プールを使ったほうがメリットが大きいので例外的に実施すると聞いていますが、確認の意味で方向性をもう一度お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） これまで一般質問等で答弁申し上げておりますが、民間プールを活用した水泳指導については、原則小学校で順次実施していく予定です。しかし、南中学校については、立地条件やグラウンドの有効活用という観点から、実施したほうのメリットが大きいと考え、実施を予定しております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 私もこの問題に取り組み、全国のほかの自治体で、プールの維持管理には非常に頭を悩ませていると認識しています。その中で、いち早く水泳指導の見直しを行い、民間プール活用を導入した千葉県佐倉市では、視察が殺到しているとお聞きしています。

では、現在既にその民間プールでの水泳指導をされている佐倉市と、高浜市が行おうとしている内容は同じように実施されるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 民間プールを活用しまして、教員が中心となりまして、インストラクターのサポートをいただきながら水泳指導を実施しているという点では、佐倉市のやられていることが、本市が考えている水泳指導に非常に近い内容であると考えております。

ただ、佐倉市さんの場合は2学年単位で水泳指導を実施しているようですが、本市の場合は1学年単位での実施を予定しているところでございます。また、佐倉市さんの場合は、1回の水泳指導を3時間（3コマ）の単位で実施しているようですが、本市では2時間（2コマ）単位での実施を想定しているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 佐倉市では、プール施設の老朽化に伴う改修と学校の耐震化の必要性が迫り、学校の耐震化を優先させるために水泳指導のあり方を見直したと聞いています。

高浜市では、公共施設のあり方を見直す議論の中で、水泳指導のあり方を見直す機会と捉えて、子供たちのことを第一に考え、この方向性が出たと理解しています。

私も、指導面では非常にメリットがあると理解していますが、コスト面のメリットがあるのかも避けては通れません。プロポーザルを控えたこの時期に具体的な数字を出しにくいと思います

が、やはり重要な視点であると考えます。

以前、本市でも講演いただいた東洋大学の南教授の論文に、西尾市の進めている公共施設再配置計画の事例が掲載されており、その中に学校プール施設の建設及び解体に係る総額を耐用年数50年で考えた場合、1年当たりの平均コストが585万円となっています。この額は非常に参考になる数字だと考えますが、当局はどのように考えているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 前提となる条件によりまして金額の違いが出てくるとは思います、近隣の西尾市さんの、そして小学校の屋外プールに関して試算した金額ということですので、非常に参考とすべき数字であるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 施設の平均コストというのは固定費と考えることができると思うんですが、日常的なランニングコストも考慮する必要があると思います。

現在、高浜市では小学校1校当たりの年間プールの施設維持費というものは幾らぐらいなのでしょう。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 人件費を除く水道料金、そして下水道使用料、水質検査料、プールろ過機点検委託料、プール用薬剤費などを合わせますと、小学校1校当たり約180万円、年間かかっております。ただし、この金額には電気料金が含まれておりませんが、1校当たりプールに係る年間コストは電気料金として30万円ほどかかっております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ということは、その2つのコストを合わせたものがプールの年間維持管理費だと思います。それに先ほどの西尾市の施設平均コスト585万円を足すと、プールにかかるライフサイクルコストは年間約800万円となると考えます。

そうすると、今後、水泳指導の民間プール活用を考える上で、水道料金や電気料金など年度に応じて多少のずれはあると思いますが、1校当たりの年間委託料が約800万円を下回る金額であれば、コスト面でもメリットがあるという理解でよいのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども申し上げましたが、前提となります条件によって金額の違いは出てくるとは思います、一つの目安として非常に参考にするべき金額であると考えておりますので、杉浦議員がおっしゃったそのような御理解でよいかと考えております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

時期的に非常に具体的には答えにくいとは思いますが、当然そのような試算をされてのお答えだと理解します。

佐倉市では、委託料は、送迎経費を含んで、2校で年間約900万円だと伺っていますので、1校当たりになれば年間約450万円、あと南教授の同じ論文から、民間プールを活用した場合、1学級当たり25万円というデータもあり、高浜小学校の場合ですと19クラスなので、475万円となります。この数字、いずれにしてもプールにかかるライフサイクルコストを下回る金額となり、コスト的なメリットも十分にあると思います。

こんなアンケート結果もあります。佐倉市の民間プールでの水泳指導後に児童に行ったアンケート結果を見ると、「水泳指導は楽しかったですか」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせると98%であり、また、約20分かかる移動には、「バスでの移動で困ったことはありましたか」という質問に対して、「そう思わない」「全くそう思わない」を合わせて93.4%であると聞いています。この数字を見ても、子供たちの満足度も非常に高いものだと考えます。

このように、コスト面でのメリットも重要ではありますが、それ以上に子供たちへの指導面でのメリットが最優先されるべきだと考えています。

個人的な意見を言わせてもらえば、コスト面でのメリットが余りなくても、今回の民間プールを使った水泳授業というものは進めるべきだと考えています。

実は、高浜小学校では、この6月5日の月曜日から水泳授業がもう既に行われています。きょうなんかは意外と温かいですが、水の中というのはまだまだ肌寒いものがあると思っています。そんな中、民間プールという1年中定温で行える温水プールというものがあれば、安定した水泳の指導が行われるものだと考えております。そのほかにも、予定どおりカリキュラムが進められる、指導員が大幅にふえる等のメリットが非常に大きく、進めるべきものだと考えています。ぜひとも高浜市での取り組みが、先ほどのアンケートを上回る成果を出せるように今後とも青少年ホーム跡地活用事業を着実に進めていただきたいと思います。

続いて、教育行政について。学力をどのように捉え、どのように向上させるかについてお聞きしたいと思います。

国では、平成29年3月、次期学習指導要領が告示され、幼稚園では平成30年、小学校では平成32年、中学校では平成33年に実施されます。学習指導要領の改訂の背景には、人工知能が進化し、人間が活躍できる職業がなくなるのではないかと、時代の変化に伴い、学習したことが通用しなくなるのではないかとという不安が存在しているように思われます。

そこで質問します。このような不安がある中、未来を見据えて、学校教育では今後子供たちにどのような学力を身につけさせたいと考えているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） いつの時代も教育の目指すところは、子供たちに生きる力を育むことにあります。生きる力とは、確かな学力・豊かな心・健やかな体のことをいいます。そして、確かな学力は、一つ目として、主体的に学びに向かう意欲や態度——実践力や探究心のことです。二つ目として、思考力・判断力・表現力や想像力、そして三つ目としてこれらを支える基礎的・基本的な知識・技能のことを言い、これを最近では学力の三要素と呼んでいます。この三要素はどれも大切です。

これからの時代は、グローバル化が進むことで異なる言語や価値観を持つ人々と協働することがふえます。また、人工知能が発達し、単純なルーティン作業や情報処理の分野では、人間はAIには全く歯が立たなくなります。このような先行き不透明な時代を生きていく子供たちにはさまざまな困難が予想されますが、この学力の三要素を習得することで、未来社会をたくましく歩んでいけると思っています。

この三要素をバランスよく育成するためには、生活科や総合的な学習が最も適していると考えます。高浜市では、この時間に高浜カリキュラムを編成して、各教科で得た知識や技能を生かし、さまざまな視点で考える力である思考力や、人にわかりやすく伝えたり発表したりする力である表現力を学び、みずからをもっと深く掘り下げて学びたいという探究心と、実際にやってみようと思う力である実践力を育んでいます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、この高浜カリキュラムが新しい学力の育成に貢献しているとのことでしたが、具体的にどのような指導に取り組んでいるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、生活科・総合的な学習の時間をもとにした高浜カリキュラムの具体的な実践事例についてお答えします。

幼稚園や保育園の年長では、食育や、身近な人に焦点を当て、各園が活動内容を構想します。例えば吉浜北部保育園では、「人とかかわって遊ぼう」というテーマで、野菜の栽培体験、菊人形づくりなどを地域の方と交流して行っております。子供たちは活動を通してさまざまなことに興味を持ち、疑問に感じたことを質問したり、教えられたりして、いろいろな世代の人とかわることが楽しいと感じられるように成長していきます。

小学校1年生では、生活科の単元を構想し、アサガオの栽培を行います。園の年長時に行った植物の種まき、お世話、収穫といった一連の活動が、自分以外の生き物への興味・関心を育んでいるため、この過程で知識の活用を図り、思考力を高めることにつながっています。例えば地面を掘って根の様子を確かめるといった見えないものを想像して見ようとする力や、昨日の大きさと

比べるために印をつけてはかる比較するような力、いろいろな角度から見て、次の葉っぱが出る場所を予想する力などです。

小学校3年生では、福祉に焦点を当てた単元をそれぞれの学校で構想しています。港小学校では、「僕らのまちは福祉でいっぱい」というテーマを設け、人権感覚を磨いています。

小学校4年生では、環境に焦点を当てた単元を構想します。高取小学校では、「稗田川と仲よくなろう」というテーマで、地域に住む人々の思いを知り、ふるさとを見直し、自信を持ち、ふるさとを愛する心を育てる取り組みを行っています。

5年生では防犯に取り組み、危険を予知したり回避したりする力を身につけ、安心・安全に過ごせるように、自分でできることを考えます。

6年生では防災に取り組み、命を守るための判断力と行動力を高め、地域の防災に協力しようとする態度を育みます。

中学校ではキャリア教育を中心に行います。キャリア教育では、職業の理解も深めながら、理想とする自己の生き方を見つけ、その実現に向けて生涯にわたって努力できる力が身につくよう学習内容を組み立てています。

このように、高浜カリキュラムによって自分のよさを磨き、生かしながら多くのヒト・モノ・コトとかかわり合いながら、社会の中で他者と協働していくことのできる人を育成しようと考えています。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） それでは、続いて、子供たちの資質や能力をどのように育むかについて質問したいと思います。

高浜カリキュラムが新しい学力とされる「知識・技能」「主体的に学習に取り組む態度」「思考力・判断力・表現力」の育成に大きく貢献していることはわかりました。変化の激しい時代の中で、先生方の指導は大変なものだとは思いますが、今後も子供たちのために学力の三要素をバランスよく育む活動を学校全体で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問です。

文部科学省の全国学力・学習状況調査では、小・中ともに知識・技能の向上が見られましたが、記述式問題では課題も見られます。学力の三要素の中の思考力・判断力・表現力につながる部分だと思いますが、なかなか身につけるのが難しいようだと思います。この力を育むためには、どのような指導に取り組んでいるかをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 思考力・判断力・表現力を身につけるために、次期学習指導要領ではどのように学ぶかが重視され、主体的・対話的で深い学びが求められています。いわゆるアクティブ・ラーニングの充実、実現です。

軸となる学習の流れは、まず自分で考え、他者との対話によってその考えを相対化し、考えを形成・表現することです。アクティブ・ラーニングという、単に話し合い活動の工夫と思われがちですが、そうではなく、子供が「よくわかった」と言えるまでの主体的・対話的な深い学びそのものを指します。したがって、まず、指導計画を作成するときに、単元など内容や時間のまとまりを見通し、学びの流れの中でどのような力をつけるのかを明確にするとともに、子供の思いに沿った単元を構想することが大切です。教員が学ばせるべきことと、子供が学びたいと思うこと、これが一致することが理想であります。そのために学習過程において子供が思考力・判断力・表現力を働かせやすい学習課題、場面の設定、発問や教材・教具の工夫をすることで主体的・対話的で深い学びを促します。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

主体的・対話的で深い学びは授業改善の視点にもつながり、先生方がこれまで蓄積されてきた実践を生かしながら指導計画を工夫されることで、子供たちが習得した知識から活用へと転化させるステップになるとわかりました。

それでは、具体的にはどのような実践があるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、南中学校の歴史の授業を例に挙げて御説明します。

江戸時代に来航したペリーについて学ぶとき、問いが問いを生む好奇心の連鎖が起こるよう、単元を構成しています。「なぜペリーは日本に来たのか」という問いの答えを出す前に、アメリカやイギリス、清などを含むさまざまな世界情勢を理解し、ペリーの思いや当時の人物の思いまで感じ取ります。知識を習得した上で、「果たして江戸幕府はどのようにペリーを迎えたのか」と、再び好奇心を刺激していきます。このとき、子供が向き合うのは資料や教科書であり、自分の考えを文に書いて、自分の心に問いかけながら、当時の人々の思いや行動を理解していきます。人を知ることで当時の社会の情勢が判断でき、当時の社会を知ることで人々の思いもわかってきます。こうした学習プロセスの中で、子供たちは自発的に疑問を抱くようになり、深く知りたいと考えるようになります。

例えば、ペリー来航について人々がどのように思っていたのかという点について、資料を調べたり、議論したりして多様な人間への想像力や共感力を育てていきます。そして、多角的な視点で「開国」を捉えていくのです。

このような学習過程そのものの充実がアクティブ・ラーニングであり、知識習得から活用を目指す単元構想の工夫が欠かせません。アクティブ・ラーニングの一環である他者との対話や自分の考えの形成、表現の場面には、論述、プレゼン、質疑応答、話し合い、議論などがあり、その

過程でわかっているという子供の観念的な理解にくさびを打ち、子供たちの問い直しを図りながら新しい課題に向かう力を育てています。

こういった単元構想を積み重ねて、生徒に身につけさせたい力や、授業の内容や展開が生徒の実態とずれていないかを振り返ること、そしてより効果的な授業の展開を工夫して、思考力・判断力・表現力を育て、課題に立ち向かう力を養う取り組みが重要であると考えます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

実は、私は議員になって2年少しがたちましたが、この問題を質問するのが念願でした。念願過ぎて、どうやって質問していいのかわからなかったのが、意外と時間がかかってしまったんですが、今までに質問した中で、学校では、いじめの問題、不登校の問題、高浜小学校等整備事業、そして先ほどの民間施設を使つてのプール指導、これもどれも大切な問題です。ただ、議員としてというよりも、一人の子を持つ親として、高浜市の教育行政に求める最も大きな期待というのは、何なのでしょうか。多分、皆さんと同じだと思うんですが、学力の向上だと私は思っています。これは大多数の親御さんの希望であると確信しています。

もちろん、集団生活や集団行動、友達づくり、そしていろいろな経験を通しての豊かな心、そして健やかな体づくり、今や学校に求められているものは多種多様であり、先生方の苦勞もはかり知れません。

それを鑑みた上で、答弁にもありましたように、高浜市の教育行政には、子供たちの将来にわたつての生きる力を育む学力の向上を心よりお願いして、この質問を終了いたします。

続きまして、子育て支援行政について質問させていただきます。

まず初めに、高浜市内の保育園・幼稚園の現状について、確認の意味でお聞きします。まずは、定員と在園児数についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） それでは、高浜市内の保育園・幼稚園等の現状についてお答えいたします。

平成29年4月1日現在の各園の定員と在園児数の順にお答えします。

まず、保育園ですが、公立が2園、私立7園の計9園でございます。公立は、吉浜北部保育園が定員120人に対し在園児数は110人。高取保育園は、定員130人に対し在園児数が124人となっております。

次に、私立です。吉浜保育園が定員130人に対し在園児数は122人。高浜南部保育園は定員120人に対し在園児数は134人。よしいけ保育園は定員120人に対し在園児数133人。中央保育園は定員190人に対し在園児数179人。吉浜さんさん保育園は定員106人に対し在園児数104人。高浜あお

ぞら保育園は定員25人に対し在園児数21人。ひかりこども園は定員110人に対し在園児数101人となっており、全体では定員1,051人に対し在園児数1,028人で、入園率は97.8%となっております。

次に、認定こども園ですが、翼幼保園1園ございます。定員134人に対し在園児数138人で、入園率は103%となっております。

幼稚園です。公立幼稚園が4園、私立が1園、計5園となっております。

公立幼稚園4園は、まず、高浜幼稚園が定員200人に対して在園児数は106人。吉浜幼稚園は定員300人に対して在園児数が196人。高取幼稚園は定員200人に対して在園児数90人。高浜南部幼稚園は定員100人に対して在園児数58人となっており、全体では定員800人に対して在園児数450人と、入園率は56.3%となっております。

私立幼稚園は、高浜ひかり幼稚園が1園ございます。定員150人に対して在園児数が223人となっておりまして、入園率は148.7%となっております。なお、ひかり幼稚園は市外からの利用もございますが、市内の利用については157人と、在園児の7割を市内の方が占めておるような状況でございます。

最後に家庭的保育でございますが、現在5カ所、定員25人に対しまして利用児童数は23人で、利用率は92%となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。幼稚園がまだまだ意外と余裕があるのに対して、保育園のほうはなかなか厳しいなというのがわかりました。

では次に、待機児童数の推移と近隣市の待機児童の状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 平成29年4月1日現在の本市の待機児童数でございます。国の定義による算定をいたしますと、1歳児と2歳児を合わせて17人となっております。なお、平成28年4月1日現在は、1歳児が4人、平成27年4月1日現在では待機児童はゼロという状況でございました。

近隣市の状況でございますが、直近で把握しておりますのが、平成28年4月1日現在となっておりますが、西三河5市の状況といたしましては、碧南市、安城市、知立市はゼロ、刈谷市では9人と把握しております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、次に、市内の子供数の現状と、今後どのように推移していくと見込んでいるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉）平成27年3月に策定いたしました高浜市子ども・子育て支援事業計画の平成31年4月1日までの子供数として、ゼロ歳から11歳までの推計をしております。なお、平成29年4月までは実績が出ておりますので、あわせて申し上げます。

平成27年は、見込み6,082人に対しまして実績が6,000人。平成28年は、見込み6,039人に対しまして実績が6,003人、平成29年は、見込みが5,968人に対して実績が6,063人、平成30年は、見込みが5,860人、平成31年は見込みが5,768人となっております。計画では減少を見込んでおりましたが、実績といたしましては横ばいもしくは増加傾向となっております。いずれも4月1日の数字として整理をしております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。それでは、児童数の見込みに対して、今後、保育園や幼稚園の整備について、また、待機児童対策についてどのような計画を考えているのか、教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 保育園・幼稚園の整備あるいは待機児童対策についての計画ということでございますけれども、子ども・子育て支援事業計画に沿った整備計画といたしましては、まずは高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化と、高浜幼稚園の認定こども園化、この二つを大きな柱として計画しておるところでございます。

まず、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化につきましては、計画における目標年次の平成30年4月からは1年おくれということになっておりますけれども、平成31年4月の開園を目指して現在準備を進めておるところでございます。

二つ目の高浜幼稚園の認定こども園化につきましては、こちらは計画のほうでは平成28年4月を目標年次としておりましたが、給食室等の課題がございまして、現在は長時間預かり保育事業、こちらのほうを実施しながら、高浜小学校等整備事業のスケジュール等の調整も行いまして、こちらのほうにつきましては民営化を前提に実施時期を検討しておるという段階でございます。

これに加えまして、待機児童対策といたしましては、現在、各保育園で実施のほうをしております定員の弾力化、これを今後も継続いたしまして、当面の受け皿とすることを考えております。

それと、今年度、子育て支援員の養成講座というのを実施しておりますけれども、講座受講後には、認定者の皆さんに御活躍いただくような場も検討いたしまして、待機児童対策に御活躍いただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

それでは、次に、具体的などころの順番をお聞きしたいと思います。

まず、高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化の現在の状況を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 5月1日付で議員の皆様にも情報提供させていただきましたが、本年2月に決めました高浜市立高取幼稚園・高取保育園の民営化及び認定こども園化の実施方針に基づきまして、高浜市立幼稚園及び保育所移管事業者選定委員会で策定いたしました高浜市立高取幼稚園及び高取保育園移管事業者募集要項によりまして、5月1日から移管事業者の募集を開始いたしました。5月15日から6月2日までを受付期間といたしましたので、現在、受け付けを終了したところでございます。

応募資格は、「平成29年4月1日時点で、高浜市内において3年以上継続して認可保育所または認定こども園を適切に運営している社会福祉法人であり、本市の教育・保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること」としております。民営化に対する御心配もあろうかと思っておりますので、これまでの市内での運営実績により、お子さんや保護者の皆さんに御安心いただけるようにと資格要件を設けておるところでございます。

具体的に申し上げますと、高浜南部保育園と中央保育園を運営していただいております高浜市社会福祉協議会、よしいけ保育園と吉浜保育園を運営していただいている知多学園、認定こども園翼幼保園を運営していただいている清心会、高浜あおぞら保育園を運営していただいているそらかぜの4法人が3年以上の実績がある社会福祉法人となっております。したがって、市のほうからは、この四つの法人に対しまして募集要項を送らせていただいております。その中から御応募をいただくとということでございます。

今後、応募いただきました審査を進めまして、6月末までに移管事業者を決定する予定をしておりますので、決まり次第、議会へも報告をさせていただく予定でございます。

また、決定した事業者と調整させていただきました上で、追ってになりますが、保護者向けの説明会も開催する予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。その結果、高取幼稚園・保育園が認定こども園になると、どのように変わるのか、具体的に教えていただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） まず、認定こども園でございますが、認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持った、そういった施設になります。したがって、3歳児以上のお子さんであれば、保育の必要性にかかわらず園をかわらずに利用することができるということです。

施設の機能といたしましては、例えばお子さんが保育所を利用している場合で、保護者の離職等によって保育の必要性がなくなった場合、保育所を退園していただいて、3歳以上であれば幼稚園等に入園するといったように、通常の保育所であれば通う園をかわっていただく必要が生じ

るといったことが現実にはございます。しかし、これが認定こども園であれば、園をかわっていただく必要がなくなるということが特徴の一つとなっております。したがって、二つの園を一つとして、現在は一体的に運営をしていただくことを想定しておるものでございます。

具体的な点については、あくまでも市の募集要項における想定ということになりますが、主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、場所につきましては、現在の高取保育園の敷地及び隣接する駐車場として使用している市有地であります高浜市向山町二丁目1番地15ほか4筆を敷地として市が無償貸与いたしまして、幼保連携型の認定こども園を開設していただくわけですが、これまで別の場所に建ておりました幼稚園と保育園が同一敷地で運営されるようになるということでございます。

次に、開園時間でございます。公立保育園の開園時間は午前7時半から午後6時、民間園では、長い園で午前7時から午後7時となっておりますが、この募集の要項では、公立園よりも最低でも夕方が1時間長くなることを条件としておりますので、こども園になりますと、利用時間が今の公立の保育園よりも長くなるということがございます。

それから、定員につきましてですが、平成31年3月31日現在、つまり移管時に、移管される高取幼稚園と高取保育園に在園されているお子さんが引き続き利用できるようにしていただいた上で、公立園では実施をしておりませんゼロ歳児の受け入れをお願いすることと、要項上しております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。では、高取幼稚園・保育園を民営化により認定こども園化することに対して、市の財政にはどのような影響があるのか、教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 現状では、認定こども園を含め保育所等の建設や運営に係る費用については、公設の場合、市が全額を負担することに対しまして、社会福祉法人等の民間が設置する場合については国や県の費用負担がありますので、国等からの補助などによって財源を確保することができるようになって考えております。

保育所等の運営に係る費用については、子ども・子育て支援法に基づいて、民間に設置運営をお願いすることにより国と県が4分の3程度負担することになっております。このほか、幼稚園部分についても同様に国・県の負担がございました。

それから、建設費につきましても、社会福祉法人等が認定こども園を整備する場合については、保育所機能部分は厚生労働省の保育所等整備交付金、教育機能部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金が活用できることから、この活用を予定しております。

それぞれの交付金には、機能ごとに施設定員規模等に応じた基準額が設定されておりますが、基準額の2分の1が国の補助金額となり、残りを市と事業者が4分の1ずつ負担する計算となり

ますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では次に、高浜幼稚園の今後についてお聞きしたいと思います。高浜幼稚園は、高浜小学校等整備事業の複合化対象施設から外されました。まずは、その理由からお聞きします。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 高浜幼稚園は、今後、民営化を前提とした認定こども園化を計画しております。高浜小学校に隣接するため、当初は高浜小学校等整備事業の複合化対象施設として小学校と一体的に整備することを計画しておりましたが、公設であります小学校などと所有形態の面で課題がございまして、複合化対象施設から外すことといたしたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、その高浜幼稚園を今後どのように進めていくのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 高浜幼稚園を今後どのように進めていくかということでございますけれども、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、高浜幼稚園の認定こども園化につきましては、高浜小学校等整備事業のスケジュールと調整しながら、こちらのほうは民営化を前提に実施時期を検討しておるという段階でございますが、できることなら平成32年度を目標に進めていきたいというふうに現在は考えております。実施時期が決まり次第、高取と同様に募集要項を定めまして、移管事業者を募集していくという予定をしております。

応募条件につきましても、高取と同様でございまして、市内で運営実績のある社会福祉法人とするということを考えております。

それから、高浜幼稚園の園舎につきましては、平成元年に建築のほうがされまして、現在、3歳児クラスとして使用している園舎につきましては、平成21年度に増築したものであるということから、民営化に当たりましては、既存園舎の無償貸与により、できる限り活用していただく方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

高浜幼稚園も同じく民営化をしていくということですが、これも先ほどと同様になるんですが、高浜幼稚園が民営化することによって市の財政にはどのような影響があると考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 先ほどの高取幼稚園・高取保育園の民営化と同様な説明になりま

す。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） それでは、あわせて聞きますが、高浜小学校等整備事業の完了後ですが、高浜幼稚園の児童の送迎については、高浜小学校の駐車場が利用できるようになるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 公立幼稚園の通園には、可能な限り徒歩通園を推奨しております。ですので、この基本的な考え方は変わることはございません。これは、親子で一緒に歩いて通園していただくことで、地域の様子や季節の移り変わりを親子で楽しんでいただいたり、また、親子の会話を楽しむなど、親子の触れ合いの時間を大切にしていきたいと考えているからでございます。

しかしながら、公立幼稚園でも、一般預かり保育の実施により就労家庭の支援をさせていただいております。就労などでお子さんの登園後、そのままお仕事に出かけられる保護者の方もいらっしゃいます。また、幼稚園・保育園の利用のための通園学区は特に設定してございませんので、小学校でいうところの学区外といったような、幼児が徒歩で通園するには距離が遠い場所からの通園もございます。そういった方々のためには、送迎用の一時的な駐車スペースが必要であると認識しております。

現在も高浜幼稚園では、長時間預かり保育を利用される方に、高浜小学校の体育館下の駐車場を御利用いただけるよう——5 台程度でございますが、駐車スペースのほうを確保させていただいております。

今後、認定こども園化により保育所機能の利用が増加することを見込んでおりますので、整備後の高浜小学校の駐車場については、認定こども園の送迎に利用できるよう調整してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では次に、中央児童センターについてお聞きしたいと思います。

中央児童センターは、高浜小学校等整備事業により高浜小学校に複合化されるわけですが、まずは、このメリットについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 御案内のとおり、中央児童センターは稗田町にあります中央保育園の3階部分になり、児童センターの運営と放課後児童クラブの運営を、保育園同様、高浜市社会福祉協議会のほうへお願いしております。

高浜小学校等整備事業では、中央児童センターの機能を高浜小学校の敷地内に移転することと

しており、特に児童クラブを利用する児童へのメリットが大きいと考えております。

児童クラブは、平日は学校から自宅のかわりに帰宅する場所となりますことから、学校の敷地内に設置されることで、子供の移動距離が軽減されます。

また、小学校の校庭で実施している放課後居場所事業についても、雨天等で中止になった場合、就労等で必要な御家庭のためにセンターキッズ事業を実施し、児童センターでの居場所の確保をしております。センターキッズの利用についても、児童センターが敷地内に移動することで移動距離の軽減につながるものと考えております。この物理的な距離の短縮が最も大きいメリットと考えております。

したがいまして、公共施設推進プランにおいても、今後、小学校の建てかえに伴う施設の複合化に当たっては、児童クラブの機能を小学校の敷地内に移転していくことを計画しております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。それでは、次に、その中央児童センターの跡地についてお聞きします。

児童センターの移転後、中央保育園の3階が空きスペースになるわけですが、どのような活用方法を考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 3階部分の活用方法という御質問でございますけれども、中央児童センターの機能を高浜小学校へ移転した後の跡地活用につきましては、現在、中央児童センターの運営を委託しております高浜市社会福祉協議会、こちらのほうと協議をしている段階でございます。

協議の前提といたしましては、子供のための施設として活用することとしておりますが、できることなら、待機児童対策に活用できないかということで考えておるところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

残念ながら、現在では待機児童が若干出ているようですが、その解消に向けて着実に取り組んでいただいているのが確認できました。幼稚園・保育園の問題は、子育て支援行政の根本的だと考えていますので、なかなか終わりのない課題だとは思いますが、今後とも引き続きよろしくお願いたします。

それでは、最後にボートレースチケットショップ高浜（仮称）についてお聞かせ願いたいと思います。

ボートレースチケットショップ高浜（仮称）についてですが、市長は5月10日に場外舟券発売場の設置計画に対する同意をされ、同日付にて私たち議員に対しても書面にて御報告をいただきました。その中には、地元町内会の同意の結果から、議会に対する陳情・請願の採択等の状況も

踏まえられた経緯も示されるとともに、特に施設の周辺対策等について施設設置事業者に対して確認されたことなどが記述されていました。

また、今月1日には、全員協議会の開催により、施行者となる常滑市、蒲郡市、半田市との協定書の写しが配付され、協定書の締結の報告をいただいたところでございます。一部の新聞に、この協定書の締結についても報道がされ、全員協議会の中でも複数の議員から数点について質問があり、本定例会にも関係の陳情書が提出されるなど、このボートレースチケットショップに対する関心の高さがうかがえます。

今回、そうした経過を踏まえながら、改めて本件について数点お尋ねしたいと思います。

まず初めに、市長は、5月10日に、この施設の設置計画に対して同意されたわけですが、市としてそこに至った経過を伺います。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、御質問いただきましたこれまでの経過というものでございますが、さきの3月定例会におきまして、場外舟券発売場の設置に関する関係、賛同するという請願が採択をされております。それから、本年になりまして、施設の設置事業者でございます株式会社碧海総合研究所さんから、この事業計画の説明に伺いたいという申し入れをいただきました。

4月17日に、会社から野中代表取締役ほか2名の社員が来庁されまして、場外舟券発売場の事業計画の概要、それから施設の概要、安全対策、防犯対策等について、資料を御用意いただきまして御説明をいただきました。

この説明に対する市の意見といたしましては、地域に対して事業計画に対する再度の周知、それと不安感の払拭を図るための対策というものをお願いいたしております。

その後、4月22日に碧海総合研究所さんからは二池町地内の全戸に対しまして計画概要のチラシ——これはA4の両面刷りの印刷のものでございますが、それが配布されまして、そのチラシの内容には、安全・安心な運営についての各種の対策、それから議会から頂戴いたしました意見書の内容も書かれ、事業者としては、この意見書の内容をきちんと尊重していくという旨のことが書き込まれておりました。

一方、市といたしましても、計画をされています施設と同規模程度のこの小規模の場外舟券発売場の所在市町——これは20カ所でございますが、現在の運営に関する治安、環境問題など懸念をされているということで、そこに対する聞き取りを行っております。

結果といたしまして、チラシの全戸配布に関する問い合わせ、意見の状況、加えて所在市町の状況の聴取などを踏まえまして、これまでの経過、地元町内会の同意、議会での議論の内容と施設設置に対する賛成の請願が採択されたということ踏まえながら、同意をいたしたというものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。設置事業者から説明を受け、他の施設の現状について聞き取りをされたという内容でしたが、他の施設の状況について、もう少し詳しく教えていただければと思います。どのような施設について聞き取りをされたのか、そしてその内容についてどうであったのかをお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、施設の聞き取りということで、この場外舟券発売場というのは、施設の規模に応じて大きく3つのタイプに分かれております。一つ目と申しますのは、ポートピアということで、滞留型の施設として、おおむね15以上の舟券を売る窓口、それと、そこに食堂とか休憩コーナーが併設されている、そういった施設。

それから、二つ目が高浜に計画されているミニポートピアで、小規模なポートピアということで、発売の窓口がおおむね15未満の発売窓口の施設ということ。

それから、三つ目がオラレといいますが、これは公共施設と併設されて、所有・運営するのは地元の自治体というふうになっております。

ボートレース振興会からいただきましたデータによりますと、こういった施設が、平成29年1月現在の状況ですが、ポートピアは26施設、ミニポートピアにあつては33施設、オラレについては13施設ということで、全国に72の施設があるということでございます。

私どもとして聞き取りをしました施設は、本市に計画されている施設と同等規模のものがいいだろうということで、ミニポートピアの33施設のうちの20施設——これは17の道府県の20の市町ということになります、なるべく新しい施設に聞いたほうがいいだろうということで、その所在地の自治体に聞き取りを行っております。

その内容でございますが、場外舟券発売場の設置に関する同意の報告書の中にも少し記述させていただきましたが、施設が開設された後に不安感の一因となっている周辺の環境問題だとか、治安問題についてお尋ねをいたしました。

いただきました意見としましては、「施設は周辺から受け入れられていますよ」「防犯対策や交通誘導はしっかりされておって、以前より施設周辺は環境的に向上していますよ」、それから「落ち着いた雰囲気の施設ですよ」という意見。それから、一方では、施設の周辺のごみのポイ捨ての苦情、それから警備員の勤務態度に対する苦情、そういった苦情が寄せられたということがありますが、いずれも行政のほうに届く前に事業者によって対応されているよというようなことでございました。

これは、私が現地に出向いて状況把握に全て努めたわけではございませんので、所在自治体の率直な御意見として伺ったものは以上のものでございます。総括いたしますと、トラブルや苦情というのは頻繁に発生しているというような状況ではないというのがわかりました。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

建設が予定されている施設と同様な規模で、ここ数年間に設置された施設の所在地の市町についてお聞き取りをされ、施行者の自治体ではない地元行政の立場として率直な意見がいただけたのではないかと思います。

私は、先ほどの答弁にもありましたように、警備員の勤務態度の件、ごみのポイ捨ての件など、発生した課題について取り組んでいく組織が運営協議会の役割であると理解しています。このボートレースチケットショップの設置に対しても、最も大切なことが施設の周辺地域との調和や共存であることは言うまでもありません。今回締結されました協定書にも、運営協議会の設置について明確にいただきました。この組織が機能を果たし、各種の対策がしっかりされることが、地域との調和・共存につながることを考えています。

議会より提出した意見書の中には、具体的に施行者、設置事業者、行政、地元町内会、教育委員会、市議会等々といった機関や団体を明示いたしました。現在、施行者との協定書が締結され、施設の設置のための手続が進められているとは思いますが、この運営協議会の組織の考え方と立ち上げの予定時期についてお聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、運営協議会についての御質問をいただきましたけれども、運営協議会と申しますのは、このボートレースチケットショップ高浜（仮称）の円滑な運営と、いわゆる地域の環境の保全を図るということで、関係者が相互の連絡調整を行って、その対策について協議をしていくというのが大きな目的でございます。

協議事項といたしましては、施設の円滑な運営、それと地域住民の交通、防犯、それから青少年問題、それに附帯する諸問題を協議していくということになります。まさに議員が御質問の中でおっしゃられました施設の周辺地域との調和と共存ということが出ましたが、そこをまさに保っていく組織であると私どもも認識いたしております。

また、組織の立ち上げの時期でございますが、現時点では具体的に定まっておりません。今後、施設の完成は、碧海総合研究所に伺いますと、警察との協議、国土交通省認可手続等に要する期間を含めて年度内の完成を予定しているということでございました。運営協議会の役割や委員の構成、そういったものの準備期間を考えますと、開設時期を見据えて施設の設置事業者であります碧海総合研究所さん、それから施行者であります3市、そして地元の町内会等と準備を進めていく必要があるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ただいま運営協議会の組織についての考え方を示していただいたと思いま

すが、運営協議会は地域との共存のかなめとなる組織として地域の声をしっかり把握し、地域に認識される施設になっていくことを期待しています。

その件に関連して、市長が設置同意された際に示された報告の内容について、1点確認しておきたいと思います。

施設設置事業者に対して、地域の防犯活動への協力や地域への防災備蓄品の提供等、地域貢献への意思も確認したとのことですが、この部分に対して具体的な内容、わかっていることがあれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 地域への協力や貢献ということで、これは私どもが今把握している内容ということでお答えをさせていただきます。

まず、防犯関係でございますが、これは平成28年11月に地元町内会から提案された町内会活動への協力要請というものに対する回答では、町内会が実施される防犯パトロールに対して人的な協力を約束しますよということ、それから、附帯的に施設の周辺の環境保全の協力ということで、外淵公園の清掃活動、それから市道碧南高浜線の街路樹周辺の清掃活動、そういったものにも御協力されるということをお示しされております。

それから、防災活動関係では、平成28年10月に碧海総合研究所から町内会長宛てに提出されました町内会長からの質問に対する回答によりますと、設置される施設は災害時の避難所として提供されるという旨が示されておりまして、また、非常食についても当面の間は100食を常備食として用意するよと。これは必要に応じて町内会と今後また相談していきたいというような内容が書かれておりました。そういったことで、地域の協力には十分理解を示されておるといふふうに把握しております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 地域に設置される事業者、企業として地元への協力や社会に貢献することが見える形でされるということは、人々に理解される一歩であると思います。

それでは、最後に、環境整備協力費についてお伺いしたいと思います。

協定書には、環境整備協力費は売り上げの上限100分の1.0とされ、私どもから提出いたしました意見書には、「施行によって本市にもたらされる環境整備協力費については、基金に積み立てるなど用途を明確にすること」を求めております。これに対して、市長が設置に同意された際の報告の内容には、「基金として目的を持って使用してまいりたいと考えております」と記述されております。

そこで、この環境整備協力費の使用用途について、どのような目的を持って使用される考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 環境整備協力費ということで、議員がおっしゃられましたように、毎年、一応、売り上げの100分の1の額が本市に支払いをされるということになります。

そこで、私どもといたしましては、この収入は議会の御理解がいただけるのであれば、基金として目的を定めて、例えば、これから本市の将来を担う子供たちのために充当してまいりたいというような考えを持っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。市の将来を考えて、特に子供たちの成長を応援するという形で使用されていくということであれば、大変ありがたいと考えております。

ただ、地元町内会の同意、市議会の同意を経て、今回、市長の同意となりましたが、まだ不安を持っておられる住民の方がみえるのも確かです。議会として、議員として、同意したら終わりだと考えている人は一人もいないはずです。地域との運営協議会が確実に設置・運営されることを重ねてお願いするとともに、議会としてもこれから注視し続けることを約束して、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時15分。

午後2時4分休憩

午後2時14分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員。一つ、福祉行政について。以上、1問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従って一般質問をさせていただきます。一問一答方式にて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

きょうは福祉行政についてでありますけれども、今回も刈谷豊田総合病院高浜分院移転新築を中心にお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このテーマは、私が所属をする市政クラブとしても、従来から高浜市における医療環境の充実を求め、必要な医療を必要な人が受けられる環境整備を進めて病診連携や在宅医療の充実を図るよう求めてきております。さらに、中長期的な観点での市の医療環境についての方向性を示せと、地域医療については1項目を設けて提言を行ってきております。また、本年は市長選挙の年であり、第6次高浜市総合計画後期基本計画策定や、次の第7次高浜市総合計画策定へのロードマップを示していく上でも重要な年となるのではないのでしょうか。今後、この地域の医療・介護の充実について、その考え方をしっかりとお答えいただければと思います。

それでは、まず初めに、去る5月18日に開催された全員協議会の中で、この医療法人豊田会と

締結するための覚書（案）について、これは当日、5月末に開催される医療法人豊田会の理事会で承認を得た後に締結をしていくというふうにお聞きしましたが、この案について理事会で承認いただけたのか、また、内容について修正等があったのかも含めて、現在の状況と今後の見込みを教えてくださいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、お答えをさせていただきます。

この覚書（案）につきましては、豊田会の理事会において原案どおり了承され、修正もなかったとお聞きをしております。今後につきましては、6月中をめどに締結を進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この覚書ですけれども、分院の方向性を示す内容というものが含まれております。市民の皆さんにはその医療にかかわることであって、とりわけ診療体制については関心が高い、こう思います。特に、移転新築にあわせて新たに一般病床が開設される。このことが、市の地域医療にとって大きな意味があると思います。

病床について、初めに確認をしておきたいと思いますが、この高浜分院の病床については、医療圏の枠組みの中で増床はできないといった間違った情報が流れたといえますか、流されたといえますか、市民の中にも心配されている方がお見えですので、その点も確認をさせていただきたいと思いますが、病床についてまずお答えいただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高浜市が位置します西三河南部西医療圏につきましては、基準病床が既存病床を超えている、このことを捉え移転できない、増床できないと言われたこととっておりますが、高浜分院が移転をしましても、この医療圏の病床数に変化はありませんので、現行の104床は当然確保され、移転はできるとこれまでも申し上げております。今回、覚書に記載してありますように、移転後の病床数は142床となります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、今後のスケジュールとしては、9月に保健所で開催される圏域会議の中で、医療法人豊田会の持つ許可病床38床を高浜分院に移すことを了承いただくということではよろしいかどうか、確認をさせてください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高浜市との覚書の締結に向けて、医療法人豊田会が保健所や県と事前に協議をする中で、今回、予定をする高浜分院の増床については、圏域会議の案件とする必要はないという県の見解をいただいたことから、この38床については増床可能となっております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、次に、142床になるわけですがけれども、具体的な病床の機能についてお聞きをしていきたいと思えます。

全員協議会でもお聞きをしたところもありますので、繰り返になるかもしれませんが、新たに一般病床が加わること、それから移転後は3つの病棟となって、46人の病床を1病棟、48人の病床を2病棟確保して、合計3病棟、142床が確保されると。開設当初は一般病棟で46人、療養病棟で48人の2つの病棟でスタートして、残りの1病棟については、若干時期をずらして開設するというふうにお聞きをしております。それで間違いがないかどうかという確認と、それからもう1点、覚書の中で、移転時における入院については、一般病床を導入すると書かれておまして、この一般病床が括弧書きで地域医療構想に基づく回復期病棟というふうに書かれております。これはちょっと一般的にはわかりにくいというふうに思えますので、このところも教えていただきたい、この2点についてお答えいただければと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 現行の医療法の規定では、「療養病床は、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させる病床」として、一般病床は、療養病床以外の病床であると規定をしております。その大きな違いは、療養病床は、いわゆる「まるめ」と言われ、診療報酬が定額であること、一方で、一般病床は出来高払い、行った医療行為に応じ、医療の投入量が診療報酬となることです。

また、別に地域医療構想に基づく回復期病棟と記載をしておりますが、将来的には、地域医療構想に基づく病床の機能分担が進められ、病床は高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに区分されることとなります。

高浜分院には、このうち回復期と慢性期を担うことを明記したもので、現行制度における位置づけと、将来の病床区分による位置づけそれぞれ両方を記載したものであります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ということは、一般病床については、診療報酬に上限がなく、医療行為における裁量がある。患者さんの症状に応じた柔軟な医療行為も可能となるということでありまますので、これまでも市内の医師会の先生方も分院に高齢者の肺炎等で短期入院というものを非常に要望されておりましたけれども、一般病床の開設でそれが実現できるということだと思えます。非常にこれはありがたい話ではないかなというふうに思っております。

今回の一般病床と療養病床、将来的には回復期と慢性期という位置づけになるという今、お話でありましたけれども、1つの病院に異なる種類の病床を持つということには非常に大きな意味があるというふうに思えます。それは、今後、新分院の位置づけというのが、救急救命センターを設置する刈谷豊田総合病院本院や安城更生病院の高度急性期や急性期の退院後の転院先になるということ、そして碧南市民病院や八千代病院などの2次救急病院の急性期後の転院先としてな

り得るといふこと、この回復期病床が、高浜市内に確保されるということが非常に大事なことであるといふふうに思います。

それから、当然、この分院の回復期の病床で、医療だけではなくてリハビリテーションを受けることによって在宅復帰を図ることとなるんですけども、在宅生活に不安のある方、さらに長期的な療養が必要になる方、そういった方々が、回復期病棟から慢性期病棟に移ることが同じ病院の中で可能になる、これが入院患者にとっても家族にとっても非常にストレスのない病院の形態になるのではないかなといふことを思っております。これが大きなメリットであるなといふふうに思っております。

それでは、ここから少し国の動向の件もちょっとお話をさせていただきながらですけども、せんだってといふか、3月の定例会で一般質問したときには、国会にちょうど上程されたところでありましたけれども、平成30年から始まる第7期の介護保険法の改正を柱とする地域包括ケアシステムの許可のための介護保険法等の一部を改正する法律、これが可決をされて6月2日に公布をされたといふ情報が来ております。

この改正は、地域包括ケアシステムの深化と推進を図るといふふうにされておいて、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されるなど大きな改正も盛り込まれております。この介護医療院というものは、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや「みとりやターミナルケア」などの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設といふふうに聞いております。また、国は、病院の慢性期病床を介護医療院に転換することも促進するとしております。

つまり、介護療養病床については、将来的に医療から切り離されて、介護保険制度の中で運営されていくことになるといふことを理解していく必要があるわけでありまして。新分院の病床の数や位置づけは、このような部分にもしっかりと対応していかなければならないといふこととなります。この部分というのは、しっかりと当然、行政としても豊田会とお話をさせていただいて、それぞれのベッドの意味合い、位置づけ、そういったところを踏まえて取り交わしたものだといふふうに理解をさせていただいております。

また、覚書には、在宅医療を推進するために訪問看護ステーションの機能を強化すること、そして定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅支援のための介護サービスの実施やリハビリテーション機能の充実が盛り込まれております。これによって、退院後の在宅生活の見通しも立ちやすくなるというわけでありまして。加えて、災害時における医療救護所の後方支援を実施することも盛り込まれております。一般病床の導入以外のところについては、これまでも市が高浜分院の将来イメージとして議会あるいは市民の皆さんにも説明されてきたことと変わらないと思っておりますけれども、ここのところを確認しておきますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 新病院の概要や診療体制、そして重点的に取り組む医療などについては、市民説明会や町内会単位での説明会を通して説明をさせていただきましたが、その内容に変更はありません。新たに回復期の病床を持つことにより、急性期を経過した患者さんに対し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能が加わること、住みなれた地域で暮らし続けるため、医療と介護の連携を図ることなどをお伝えし、訪問看護ステーションの機能強化や病院内に居宅介護支援事業所を開設すること、災害時における医療救護所の後方支援として負傷者を受け入れることなどを説明会で申し上げてまいりました。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、今答弁いただいた災害時における医療救護所の後方支援という位置づけでございますけれども、市民の皆さんの中には、災害時に医療救護の中心にならない病院というのはどういうことだということを言われている方が見えます。医療救護所の後方支援というこの位置づけ、これを少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 災害時におけます医療体制は、医療救護所、後方支援病院、そして拠点病院となる刈谷豊田総合病院や安城更生病院といった階層に分かれます。医療救護所では、軽度の治療に加えまして、傷病者の緊急性や重傷度に応じまして治療の優先順位を決めますトリアージを行うこととなります。このトリアージに基づきまして、さらなる治療が必要になる場合は、医師の判断により転送されることとなりますけれども、症状に応じて拠点病院と後方支援病院である高浜分院で機能分担することとなります。

なお、高浜分院には、医療救護所から距離的に近いという大きな利点がございます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

多分、災害時における医療体制という部分が、市民の方々に見えていないのかなという気がします。例えば、災害があったときにすぐに病院に駆け込むだとか、それから近くの診療所に駆け込むだとかいうことは、多分この医療体制の中ではあり得ない話であって、ドクターは全て医療救護所に集まってください、それから歯科医師、薬剤師、看護師、そういった方々もここに集まってください。ここでもってけがの度合いの状態を見て治療を行う、あるいは病院に送るといようなことをやっていくんですよというところが、しっかり見えていないということだと思います。これは、反対に言うと、これちょっときょうのこととはまた別になるんですけれども、こういうこともきちんと、例えば防災訓練のときに、じゃ、お伝えしとるのかということ、そうじゃないのかもしれないものですから、そういったところも機会があれば、ちょっとお伝えをさせていただいたほうが、イメージがしっかり湧くのかなという気がします。特に防災のことは、まち協の方たちとか町内会の方、そういった方々が本当に一生懸命やってくれていますんで、そういった

方々がやっぱりそこであたふたするのではなくて、これはこういうことですよということをお伝えできるようなところ、これはひとつお願いをしておきたいと思います。

それでは、続きまして、診療体制の中でもう一つ確認をさせていただきますけれども、新たに血液透析、腹膜透析を実施するとありますけれども、外来を設けるかどうかということと、病床数は何床なのかを教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 透析業務のための専門外来につきましては、実施をすると伺っております。また、病床につきましては30床です。

なお、この30床につきましては、病床の142床とは別に設置をしてお聞きをしております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

中央公民館の解体が終わってから当然、協定を結んで病院の建築に入っていくわけですので、オープンがしっかりと定まっているわけではないと思いますが、実は、透析というのは、透析病院に通う方というのは、ここと決められたらそこにずっと通わなきゃいけないというルールが何かあるということも聞いたことがあります。そういった点でいうと、本当にオープンが近くなってきたときには、しっかりとそのオープンの期日を特に市民の方々には早目に示していただいて、透析をもしやらなければならないような方がいる場合に、この分院がいち早くチョイスできるような体制というのが、こここのところにもかかわってくると思いますので、これに関してはしっかりとお伝えをいただきたいなということを申し添えておきたいと思います。

それでは、次に、覚書の第4条第8項に、人間ドック、総合健診をとおして予防医療の充実を図るということが書いてありますけれども、検診は、今後、地域の健康寿命増進に対しても有効な施策だと思っておりますけれども、そのためには、身近で気軽に検診に行ける環境をつくること、さらには医療検診を充実させるための機器の導入というものが重要になってくると思います。現在では、一般的というところとちょっとあれですけども、高度医療機器の一つですが、MRIの導入、これについては、例えば行政的にはどういう考えがあるのか、あるいは豊田会さんとのような話し合いがされているのか、こここのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回の覚書の中で、自主自立した病院運営が掲げられています。高度医療機器でありますMRIの導入については、市として導入を要望してまいります。法人としては、病院運営を考えた上でその導入を検討されていくものと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 非常に高い機器だということを聞いておりますけれども、実は、市内の診療所のドクターにも二、三伺ったんですけれども、やっぱり本院に検査に行きなさいという部分

に一番期待するのはMRIなんですよ。ですから、MRIの導入というものは非常に期待をしたいということを書いてみるドクターも見えます。反対に、今からつくっていくわけですので、MRIを将来的に導入する可能性があるのであれば、MRIの検査室、要は入れ物をつくっていただいていたほうが、建設コスト的な部分を考えると、あれも非常に入れ場所も高いということを知ったことがありますので、そのように思うんです。

ですから、例えばMRIを導入していただくことによって、先ほど言ったように市民の総合健診等の中に、例えば脳ドックを入れるだとかというようなこともどうなんだろうかなということを考えるわけです。これは、実際に何でもかんでも補助すりゃいいという話ではなくて、健康に関心を持っていただくこと、これが一番大事なんです。関心を持っていただくことは何かといったら、地元こういう病院があるんだ、こういう検査ができるんだということがまずもって関心を持ってもらうことなんです。実際、聞いてみたら幾らかかるのか、こんなにお金がかかるの。でも、補助金が実はこれだけ出るよというような話というのは、順番だと思うんですよ。補助金が出るから行きなさいよといったって、人間なかなか行きません。関心がなければ。ですから、そういう点でいうと、MRIの導入というのは、もう私は一番のっけからあっていただきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうかね。副市長、いろいろと交渉されてきておると思うんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 以前、私がお話をしたときには、移転後の3年を目途に考えたいと、それは患者の動向も見てということでありましたので、当然、建物は準備をしておくというふうに私は一応、理解をしております。また今後の協議の中で一度確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ぜひ、患者の動向を見てというのは、先ほど言ったみたいに、あるから来るんですよ、あるから使うんですよ。と思いませんか。だから、私は、高浜市としては、もうぜひとも入れてほしいということを強く要望していただきたいなということをおっしゃいます。

それでは、その辺の裏づけというか、ちょっと関係することになりますけれども、財政支援についてお聞きをしたいと思いますが、病院というのは、もうこれは何度も聞いておりますけれども、昭和60年2月に高浜市立病院として開設されて、その後、平成21年4月からは医療法人豊田会に経営を引き継いでもらって、既に初めからですと30年以上にわたって市内唯一の入院機能を持つ病院として役割を果たしてきております。この間には、病院を維持するために市の一般会計も相当額の負担をしております。

これは昨年の3月の一般質問でもお聞きしたんですけれども、市立病院時代は、平成9年から平成14年まで毎年度純損失を計上して、平成14年度末未処理欠損金が当時約6億円あったという

話でありました。それから15年から17年度は若干の純利益があったということですが、平成18年度以降は新研修医制度の影響から医師不足となって、平成18年度以降だけで約8億円の単年度損失を計上しているということを伺いました。市立病院開院当時から病院事業会計には救急活動・保健活動・高度医療等に対して毎事業年度、一般会計から約2億円の法定繰り入れがありました。病院事業の収支のみで黒字になった年度は、開院以来一度もないということをお聞きしております。

こういうふうであったわけですが、それでは今言った部分の中に、今市立病院時代の話をお話ししましたが、民営化後の負担額というのは、どのように推移してきたのかということと、移転新築後の負担額はどのようになるのか、覚書上の中でおっしゃられる部分、これを踏まえてお聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 病院を公設公営で運営していたころでありましたが、議員おっしゃられたとおりです。高浜市立病院が行う救急活動事業や保健活動事業などに対しまして、市の一般会計からは毎年一定の法定繰り入れを行っておりまして、その額は1億5,000万円から2億円程度の間で推移をしておりました。その後、医療法人豊田会への民間移譲が行われまして、3年間は経常損失分を全額支援していたことから、一時的に補助金額は膨らみましたが、ここ数年は2億円前後の補助金で推移をいたしております。また、病院の移転新築後につきましても、移転新築費補助金と経営基盤強化補助金を合わせた2億3,000万円に利子補給分が上乗せをされる見込みであります。ただし、この補助金も移転後10年間に限ったものでございます。

したがって、病院を維持するために必要な一般会計の負担額につきましても、公設公営で行っていたころから現在に至るまで、また、将来に向けても大きく変動するものではございません。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、答弁いただきましたけれども、移転新築後につきましても移転新築費補助金と経営基盤強化補助金、利子補給分もありますけれども、2億3,000万円というお話ですが、大事なことは、2億3,000万円が出る。この金額は、民営化後の金額あるいは公設公営のときの金額と、そんなに変わらないという話じゃないんですよ。大事なことは、10年でそれがなくなるという話なんです。そうじゃないですか。お金が変わっていないよという話で市民をごまかすんじゃないんですよ。オープン10年以降は発生しなくなるんですということが大事なことです。どうしてそれを強く訴えないのかが私はわからない。それをもっと言うべきじゃないですか。変わらないからいいでしょうなんて話は通りませんよ。この後の質問に、こういう補助金を出している意味合いはこういうことがあるんでしょうという話を私させていただきますけれども、それとともに、大事なことは、10年でこれを打ち切るという約束をしたというところがすごく大事なことで、だいたいというふうに思っていますので、ぜひそのところはしっかりと市民のほうにお伝えいただきたい

いというふうに思います。

それでは、一つお聞きしておきますけれども、現在の豊田会の財政支援には、分院に対する経営基盤強化対策事業以外に地域医療・救急医療振興事業補助金、そして高度医療機器等補助金、これ刈谷市との人口比率の関係で、刈谷市の補助額を30%負担するという金額の補助金がありますけれども、これは移転新築後にはなくなるという理解でよろしいか、再度確認をしておきます。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 議員がおっしゃられるとおり、移転後は移転新築費補助金と利子補給分、そして経営基盤強化補助金のみになります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほど言ったように、今回、ここの質問に対してはどういう意味があるかというのと、さっき言ったように、10年後からは補助金なくなるんすという話の部分と、それからもう一つは、公設公営で市からの法定繰り入れのことを無視して、公設公営時代、要は市立病院時代は黒字だったということを言われる方が見えます。それを民営化したというようなことを言われる方もいるんです。それから、民営化後に豊田会の今、経営してもらっている高浜分院も、高浜市民であそこを使われた方々、患者さんはほぼお亡くなりになる方多いんであれですけども、その家族の方々は、本当にここに分院があつてよかったと言われる方ばかりです、私が話を聞いた中では。毎回言いますけれども。そういった方が見えるにもかかわらず、医療法人豊田会に多額の財政支援をしないと、湯水のように民間にお金を使つとるみたいなことを言われる方もいるんです。それらが私は腹立たしくてしょうがない。市の施策がどこにあるのかが全く理解されていない。

それから、30年にわたってこの地域でベッドを持ってやってきている病院の仕事というものをしっかりと理解をされていない。こういったところが本当に腹立たしいです。そして、一部分だけをとって——これ、最近のメディアもそうですけれども、そんなことであつてはいけないと思うんです。だから、きょうここに見える議員さん、そしてまたきょうライブ配信されています。いろんな方々に聞いていただいて、こういう歴史がずっとあつて高浜市は現在、豊田会とここまでようやく来たんだというこれ、一般質問なんですよ。ぜひ、そういう部分で聞いていただきたいなというふうに思います。

それから、覚書の内容でもう一つ確認をしておかなきゃいけないんですけれども、第9条第2項ですけれども、この条文ですが、簡単に言うと議会の議決が必要となる義務については、議決を経た後に履行するとあえて規定をしておりますけれども、規定した趣旨を教えてくださいなと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 分院の移転後の補助金については、先ほど申し上げましたように、移

転新築費補助金と利子補給分、経営基盤強化補助金のみとなりますが、今後、財政支援する際も債務負担行為や歳出予算、これらについては議会の議決が必要となります。覚書であっても、将来の市の負担を記載する以上、この項目を設けたものであります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

議会のほうの責任というんですか、我々もともに進めるというような意味合いで私は捉えさせていたきたいなと、この項目を入れていただいたということがそういうことじゃないかなというふうに思っております。

それでは、財政支援については後ほど少しまた出るかもしれませんが、次に、大局的な観点から、高浜市における医療と介護の方向性についてお聞きをしたいと思います。

前回の3月議会の一般質問においても、先ほども申し上げましたけれども、さまざまな介護保険法の改正というのがあります。現在の医療政策というのは、地域包括ケアと地域医療構想の両輪で進められているといっても過言ではないというふうに思っておりますが、今後見込まれる高齢化を踏まえて、病院中心の医療から地域で治して支える医療への転換の方向で進んでいるということが言えます。患者さんがその状態に即した適切な医療を適切な場所で受けられる医療環境と、地域の特性に応じた医療と介護の提供体制を整えることが求められております。また、地域の中でどれだけの医療が必要なのか、医療の投入量を考える場合には、患者数に比例して考えること、加えて人口や高齢化の度合いの影響も考慮する必要があります。したがって、地域医療の需要を考えるときの基準は、人口と年齢構成に集約をされるというわけになります。

高浜市があるこの西三河南部西医療圏の医療や介護需要のピークについて確認をさせていただきたいと思っております。お答えいただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高浜市を含む西三河南部西医療圏の人口動態については、直近の2016年10月に県が公表した愛知県地域医療構想において、総人口は2025年には微増し、2040年には微減する。65歳以上は増加していき、増加率は県全体と比べても高くなっている、こういうふうにしております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 全国的な傾向で言えば、2010年から40年までは総人口が減ります。高齢人口が増加します。2040年から2060年には老年人口が減り始めて、60年以降は本格的に減少するというふうに伺っております。しかし、これは地域ごとに差があつて起こっていくということで、全国一律の対策ではなくて、その地域ごとに対策を考えていかなければならないということがはっきりわかってきます。そして、それぞれの段階で医療ニーズは大きく異なりますし、それに沿った戦略を立てていかなければならない。つまり、高浜市の医療のあり方、高浜市の地域包括ケ

アシシステムの構築というのは、市が考えていかなければならない、これが基本となります。まだまだこの地域では、医療・介護のピークというのは少し先になるということが先ほどの答弁からもわかりますけれども、これからの将来のために、医療、介護を充実させていくことというのは、当然求められているわけであります。

将来の高浜市の医療環境を予測して、医療と介護の方向性をしっかりと取りまとめて具現化することが必要となりますけれども、市内で唯一の病床を持つ新しい高浜分院の病院像について、これを伺っておきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今後の医療、そして地域包括ケアを実現するという大きな目標、これは既に示されています。それは、医療の機能分化を進め、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入すること、後を引き継ぐ回復期などの医療や介護サービスの充実によって、相対として入院期間をできるだけ短くし、早期の家庭復帰、社会復帰を実現する。同時に、在宅医療と在宅介護を充実させ、地域のケアシステムをつくるということに尽きます。分院の移転計画は、これの受け皿となるものでなければならない、このように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この件も何度も部長と、前部長とも何度もお話をさせていただいておりますけれども、平成27年8月ぐらいでしたか、全員協議会で高浜市が目指す地域包括ケアの姿というフロー図みたいなものを出していただいたと思います。あの中で今、新分院がこの覚書のとおりにもしつくれた場合、何が違うかという、多分、分院の中に地域包括ケアセンターがないだけぐらいの違いだと思います。逆に言うと、一般病床は当時、27年8月時点では入っておりませんでした。これは、副市長がやられたのか、誰がやられたのかわかりませんが、本当にしっかりと交渉をしていただいたあかしかなというふうに思います。これ、どこが大事かという、一般病床があるかないかによって、市内の民間診療所のドクターとどれだけ密な連携がとれるかということに結びついていくと思うんですよね。あるかないかが、そこに大きな差が出ると思えます。

この話で少し言いますと、もう10年以上前になりますけれども、当時、私の一般質問の中でオープンベッドの話をさせていただきました。これ、横浜の赤十字病院へ視察に行ったときにお話を伺ってきたんですけれども、今、近くでは蒲郡市民病院が開設をしております、患者さんがいつもかかっている開業医の先生と病院医師とが共同で患者さんの診療を行うという病診連携の見本のようなものであります。要は、病院の中に開放病床、オープンベッドがある病院と一般の診療所が提携をするという話であります。

標準的なケースでは、オープンベッドに患者さんが入院すると、病院の医師が主治医となって、かかりつけ医が副主治医となる。患者さんが入院中に数回かかりつけ医が病院で患者を診察して、

その所見や指導内容をカルテに記載して、医師同士がチームプレーで治療を進めるというものであります。こういったことを近い将来、新しい高浜分院でも実施をしていただくことが可能になるんですね、一般病床ができるわけですから。これについて、ぜひ検討いただきたいと思えますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 今後は、とりわけ高齢者の救急患者も増加をしてまいります。そのことを考えた場合、高齢者の救急患者のバックアップを担う病院というのは、地域の中に確実に必要となってまいります。加えまして、その病院は、在宅医療のバックアップ機能も担う。高浜分院というのは、まさにその2つのバックアップ機能を担い、病診連携の起点になる病院であると思っております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） そういうところでいうと、今度はこの新分院との協定書に向けての動きの中に、ぜひとも市内の民間診療所の、簡単にいうと医師会であったり、歯科医師会であったり、薬剤師会であったり、そういったところとの連携というものをとっていただくような形、そういったところも豊田会さんとの連携がより密になる。高浜市が考えるこの地域での医療・介護の構想も非常に具現化できるというところに結びついていくと思えますので、ぜひとも豊田会とだけの交渉ではなくて、他の医療機関あるいは介護施設、そういったところとの連携というものをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、続きまして、国のレベルの話をつたつた言わすけれども、どうしても国というのは、医療・介護の法制というのはよく変わるんですね。変わっていく中で、実際は、現場というのはあたふたするところもあると思わすけれども、今月から変えますとか来年から変えますなんていうことは余りないものすからまだいいと思わすけれども、一応、地域包括ケアシステムというのは2003年なんすよね、提起されたのが。もう今から14年も前なんす。14年も前によく姿が見えてきた。ただし、それはそれぞれの、例えばこの高浜市でいうなら高浜市版という地域包括ケアシステム、例えば愛知県でいうなら愛知県という地域包括ケアシステム、それぞれ別々のものだと思わす。ようやく目に見える形になってきたなというふうに思わすけれども、この2003年に提起されたもの、当初は介護保険制度の枠組みの中で、在宅介護が中心であったわけすけれども、これが徐々に医療と介護の両方になって、施設ケアと入院とか入所ケアの両方を含んだものへと進化をしてきたわけであります。

そういった意味でいうと、地域医療構想というのは、最近、これは県が定めて今進めていますけれども、結構これを中心にみたいなことを言われる方も多いんですが、そうではなくて、地域包括ケアシステムの下に地域医療構想があるというぐらゐの考え方で進めていくべきではないかなというふうに思わす。これは、多分、福祉部長もそう思われていると思わすし、今まで医

療とか介護に携わった方というのは、皆さんそうやって思われている方が多いと思うんですよ。この地域包括ケアシステムの中でしっかりと市民のために高浜市と新分院が何をどれだけ担っていくかということをしかりと見きわめていただいて、そして覚書、それから協定書の締結、そういったところに進めていっていただきたい。これを切にお願いをしたいと思うんです。

今言ったのは何かというと、地域医療構想のことではなくて、地域包括ケアシステムの中に豊田会さんの高浜分院があるんですよということを十分に理解をしていただきたい。豊田会さんのほうに、分院さんのほうに理解をしていただきたいということをするんです。それがすぐそうならないかもしれませんよ。でも、こういう構想を高浜も持っているんですよということはしっかりとお伝えをいただきたいと思います。これが変わってきてしまうと、やっぱり協定書の中というものが何か変わってってしまうような不安感もありますので、しっかりとそこところは話し合いをしていただいて、こちらの考えているところをお伝えいただきたいなというふうに思います。

それでは、そここのところの続きはもう少し後でまた市長に直接伺いたいと思いますけれども、もう1点、分院が移転新築となると重要なことが出てきますけれども、要は旧病院の跡地についてであります。

病院が移転新築になるということは、今現在、分院が建っているところが跡地と言いますけれども、跡地についての活用、これどういうふうにしていくのかということが重要になると思いますけれども、覚書の中では、今の旧病院になる場所ですけれども、取り壊しの時期については経営状況を勘案して、移転日後6年を目途に豊田会が決定すると、取り壊しまで高浜市が管理するというふうに書いてあります。跡地の活用というものを横にある旧保健センターも含めて当然、取り壊して跡地のことを考えていくのかなということを思っておりますが、この跡地だけを考えると、公共施設のあり方検討の中で考えていくべきかなということも思うんですが、これについてはいかががお考えでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 覚書どおりに運用しますと、移転後、最低5年間は現在の分院の建物は残り、市が管理を行うこととなります。したがって、施設及び跡地の利用につきましては、5年間の短期的な視点と、その後の中長期的な視点の2つの視点で検討していく必要があると思っております。

現時点では、短期的な視点として、移転後は、電気・ガス・水道などのライフラインはとまった前提で活用すること、建物の1階部分で一時保管などの倉庫的な活用が現実的ではないかと思っております。また、中長期的な視点である建物を取り壊した後の具体的な活用方法につきましては、現段階では決定をしておらず、北川議員御質問のとおり、並行して考えていく必要があると思っております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ここも非常に重要なところでありまして、当然、建物自体は民間移譲のときに豊田会のほうに移譲しているわけですので、これは壊すのは豊田会さんが壊すということで、これは当たり前だと思っておりますけれども、結局、移転日後、6年を目途に豊田会が決定する。ということは、1年後に壊す可能性もあるという含みもあるわけですが、実際には、壊すにもお金がかかるし、新分院がやっぱり経営的に軌道に乗ってからのという思いがあるのかもしれませんが。ただし、言い方変えると、これ塩漬けですよ、6年間は。ということになるわけですよ。だから、じゃ、何も考えなくていいのかというわけではないと思うんです。有効利用ができるのであれば——建物の話じゃないですよ、跡地の話。有効利用ができるのであれば、当然それはアンテナ張りめぐらせて、お金を使ってでも有効利用して市民のために使っていくべきだと私は思います。

そういうときに、これ今、覚書ですからいいですけども、協定書の段階では、もう少しこの期間をじゃ、短くできないのかとか、あるいは市のほうがここでまた余分な金を使うということは余りよろしくないと思っておりますけれども、何らか使い勝手はあるといったときには、やっぱりこれが建っているから使えないよねと指くわえとというのは情けないのかなという気がするんです。だから、例えば先ほどの答弁では、別に具体的に何も今ないんですという話というのが、逆にだめじゃないのかなという気がするんです。何もないから6年を目途にと、平気でこれ覚書じゃないですか。これ、このまま協定書じゃないですか。しっかりと有効活用したいんでお願いしますよという話がきちんとされているのかどうなのかということが見えてこないんです。

ぜひ、答弁これは求めませんが、そのところは少なくとも我々議会だとか市民の方々に見えるようにしていただかなきゃいけない。常に前向きに考えているんです。跡地活用というのは、今、どこも公共施設のあり方検討というのをずっとやってきて、総合管理計画を進めていくわけじゃないですか。そうすると、跡地の活用というのは、当然考えていなきゃおかしいですよ。単に売却でもいいですよ、何でもいいです。とにかく塩漬けみたいな状態は絶対だめですよ。これは、複合化したことによって要らなくなる施設が当然、今から出てくるんです、いろんなものが。それと同じじゃないですか。これ、通告外になりますので答弁いただきませんが、そういうふうに思いますというお話をさせていただいております。

それでは、次に、協定書締結までのスケジュールということと、それから当初というか、平成31年4月オープンというものを頑張ってそこに向けていきたいなということを全員協議会の際には伺ったような気がするんですけども、このスケジュールの部分と、それから議会には進捗情報というものはしっかりと出していただけるのか。所管委員会というのもありますし、今、跡地の問題もありますので、所管委員会についてはどのようにお考えになっているのか。中央公民館の取り壊しの完了から新分院完成までの間に市民に歓迎される病院になっていただくためには、

さまざまな情報開示をしていただいて、その情報を我々も市民の方々にしっかりと伝えていきたいなということを思っておりますので、これについてどのような形で進めていくのかということ、考えも含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） この協定書の締結につきましては、高浜分院の移転新築工事の開始前には締結をしていきたい、こういうふうに思っておりますので、今年度中をめどに取り交わす予定であります。また、工事のスケジュールにつきましては、取り壊し工事の進捗に影響されることから確定をしておりますが、建設工事についてはできるだけ早く着手したいともお聞きしております。

次に、議会の報告につきましては、豊田会との協議の中で進展があった都度、所管委員会である福祉文教委員協議会及び全員協議会で御報告をさせていただきます。また、今後は一般議案、予算議案での議決を伴うものも発生すると思っておりますので、そういったものについては予算特別委員会ですとか所管委員会及び本会議で御審議いただく、このように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。まずは中央公民館の取り壊しということ、それが完了ということからというふうに思います。1年、1年半ぐらい多分建設にはかかるのかなということをおもうんですけれども、できるだけ早い新分院のオープンというものを期待していきたいと思っております。

前回の一般質問の中でも申し上げたんですけれども、パートナーシップという言葉を何度も使わせていただきました。協定書というのは、高浜市と医療法人豊田会が、市の目指すべき医療と介護の姿というものを共有してパートナーシップを結んだあかしであるというふうに思うわけがあります。市民の皆さんが、住みなれた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようなものにしていかなければならない、そのように考えるわけですので、高浜市と豊田会がこの地域でパートナーとして何をしていくのか。その目的を明確に示さなければいけないというふうに思っております。その目的が、市民に現状、うまく伝わっていないのかな、そういうところも見受けられる。これが今の問題点ではないかなというふうに思うところもあります。目的がしっかり示されることによって、分院の移転新築に対する財政支援が目的達成のための対価として理解をされる、これが最も望ましい姿ではないのかなという気がするわけです。

今言った豊田会と高浜市が結ぶ協定書に目的をしっかりと示していただきたいということ、その目指す協定書における目的、これを高浜市としてはどう思っているのか、どう考えているのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 住みなれた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる

仕組みである地域包括ケアシステムの構築は、行政だけではできません。地域の開業医の先生方や介護事業所の協力も不可欠で、とりわけ病院機能については、高浜市立病院の開設により市が実施主体としてその役割を担ってきました。現在の実施主体は医療法人豊田会となっていますが、民間移譲した際も豊田会を単なる移譲先と考えていなかったと思います。今回の協定書の締結に向けても、御質問のとおり、パートナーであり、さらにいえば共同経営者であると考えております。共同経営者として、地域そして市民の医療と介護を下支えする、こういった明確な目的を持って協定書を締結していきたい、このように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ぜひ、この協定書を締結するときに、その目的をしっかりとらたてていただきたいということを思います。何をやるための協定書なんだというところ。結局、お金のやりとりだとかそういった話ではないと思うんです。診療科目を何をやるんですよなんていう話でもないと思うんです。高浜市と豊田会がともにパートナーとしてこの地域で医療と介護をどう担っていくんだというところを細かくじゃなくていいんです、大ざっぱでいいんです。それをしっかりとまずうたてていただきたい。それを具体的にはこういうことをやっていくことがそうですよというのが各条項に入ってくるんじゃないですか。協定書って私はそういうものだと思うんですよ。ぜひ、そういう協定書というものをつくっていただきたいということと、そういう目的をしっかりとりたい上げていただきたい。

先ほども言いましたように、その目的を達成するための対価が財政支援じゃないんですか。これは、豊田会に出すんじゃないんですよ。高浜市民のために出すんですよ。そうじゃないですか。だって、目的を達成するために使うお金ですもの。それも10年のお約束でなくなるんですよ。ここまでの契約に持ってきたんです、ここまでのパートナーを見つけてきたんです。豊田会になってからは10年ぐらいですかね、その間、パートナーシップをつくり上げてきたんですよということが言えるんじゃないですかね。

それと、もう一つは、ずっと言っています。高浜版地域包括ケアシステムをしっかりと稼働させるためには、豊田会さんだけじゃだめなんですよね。分院だけでもだめなんです。医師会ですか、歯科医師会、薬剤師会、在宅サービス事業者や施設サービス事業者、生活支援や地域の見守りの実施団体、まち協さんとか町内会さん、みんなそうじゃないですか。そういった方々を一堂に会してみんなでこの高浜版地域包括ケアシステムをつくっていかなくちゃいけないと思うんです。その中心にあるのが分院であって、高浜市がその中心になっちゃだめなんですよ。高浜市はその横でそれをコーディネートする役割でなければいけないと思います。できれば、地域包括支援センター、こういうものを分院の中に持っていただいて、福祉部にそういうものを置くんじゃなくて、行政の福祉部としては、もう一段階上のレベルでそれをしっかりコーディネートしていく。それから、そのシステムからどうしても漏れてしまう方々がみえるじゃないですか。そういった

方々をしっかりとすくい上げる、そういったことをやるのが行政の仕事じゃないんですかね。

そういう意味合いで言うと、今言ったような各種団体を本当にしっかりと取りまとめていくという重要な役割が行政にはあると思っています。ただし、これ、議員の中にも昨年一緒に行った仲間もいますんで、第17回介護保険推進全国サミット、岡山で行われたものですけども、その中で、厚労省の老健局の老人保健課長が、市町村が郡市医師会、県医師会に連携を持ちかけても断られるのが関の山で、医療圏の圏域権者である県が間に入って、県全体としての方向性を含めてコーディネートしていただくことが重要だというふうに言われておりました。これ、市長も当時見えたものですから、お聞きになったと思いますけれども、これ聞いたときに2つ思いました。もうごもっともだということと、厚労省はさじ投げたんだと。厚労省がしっかりとそれを進めていきますと言わなかったんですね、厚労省の担当課長が。県がやるべきだぐらいのことを言われたわけです。

でも、多分行政の方々、市長、それからまた副市長、福祉部長、もうわかってみえると思えますけれども、現場ではなかなか医師会の方々と連携をとってやっていくというのは難しいのかなということはわかります。そういう点でいうと、じゃ、このときの老人保健課長が言われたみたいに、医療圏の圏域権者が県であるなら、愛知県にお願いをしてコーディネートしてもらったらどうなんだと。愛知県全体はどうなんですか。この地域、西三河南部西医療圏はどうなんですか、高浜市はどうなんですかということ圏域権者である県にコーディネートしてくださいよということ県をしっかりと進めていくことは可能ではないかなということをおもいます。

なぜかという、知事が大村知事だからですよ。吉岡市長との太いパイプがあるじゃないですか。もう数十年来の付き合いの部分がしっかりとあるじゃないですか。ぜひ、腕の見せ所として進めていただきたい。知事を使えという話じゃないですよ、私が言っているのは。要は、高浜版地域包括ケアシステムをしっかりと構築していただきたいということを言っているわけで、そのためにハードルがたくさんあるのであれば、それを1個でも飛び越えるために市長がしっかりと進めていただきたいということを思っているわけですけども、これについて市長、お考えをぜひともお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） ささまざまな御提言をいただきましてありがとうございます。

大村知事云々という話は別にして、そもそも地域包括ケアという概念は、お話にあったように、介護のほうから出てきた概念です。当時、記憶にあらわれるかわかりませんが、地域包括ケアの概念の中に、おっしゃるように、病院って入っていなかったんです。そういう絵が描いてありました。その後、実際に、医療なしには地域包括ケアという概念は達成できないという中で、医療分野というのがしっかりと明示をされるようになってきた。これも介護と医療というもののつながりが、やはり住みなれた地域で暮らしていくのに非常に重要だという思いを医療関係の方、介護

の関係の方々が、お互いにそういう思いをつないだからだというふうに思っています。そういう意味では、医療行政の中心は県でありますので、私も知事には会うたびにそのお話をさせていただいています。

県の提唱しておるところの地域包括ケアの話は、頭の中に医療というのが大きな割合であります。市町村が地域包括ケアという場合には、介護と地域というのがあります。実際には、その両方を合わせていくためには、お互いに必要な部分を、お互いに役割を持って、県がやはり医療についてはしっかりと市町村に足りない部分をきちっと医師会にもお話をさせていただく、そんなことをこれからもお願いをしてまいりたいと思いますし、我々も介護と地域の世界、とりわけ地域の世界での地域包括ケアの支え方というのは、我々行政と地域の方々と一緒に取り組んでいく。そういった大きな概念のために市町村と県、そして地域が三位一体となっていくということで努力をしてまいりたいと考えておりますので、議会の方々にも御協力、御支援、御助言等、お願い申し上げたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

本当に医療と介護の権者が違うというところ、違うというのは変ですけども、そのところを両輪として動かしていかなきゃいけないと言いながら、実は、先ほどから申し上げているのは、市長もわかってみえると思うんですけども、地域包括ケアの下に地域医療構想があるようなイメージでやらないと、本来は現場での地域包括ケアなんて動かないというふうに私は思います。それがやっぱりなかなかさまざまなレベルの中では理解がされていない、されていないというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、理解されているんですけども、なかなか動かすのが難しいというところも多々あるのかなという気がします。

そういったところも含めて、きょうは刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築の話から、それから新築後の病院像の話、それとともに、その病院像を使った高浜版地域包括ケアシステムの構築と、どう稼働していくのかというところのお話のまとめで進めてきたつもりでおるんですけども、やっぱりそうすると、一番重要なのは、この先取り交わすであろう豊田会さんとの協定書の話になるわけです。先ほどの話でありますけれども、高浜市と豊田会がどのような目標、目的を持ってこの地域でパートナーとしてやっていくのかというところ、これとともに、協定書がすごく重要なのは何かというと、10年の間のこと、お金でいうと10年のことですよね、基本的に。だけど、そうじゃないじゃないですか。その部分以外のものというのは、将来にわたってこの地域が、例えば法律がどう変わろうとも、この地域がどう変わろうとも、この地域の事情に合わせた形での地域の医療だとか地域の介護だとかの一翼を担っていただくということに変わらないわけですので、それは毎回言いますけれども、ここにいる人たちが誰もここにいなくなったとしてもやっていたかなければならない行政と豊田会とのお約束だと思うんですよ。

それに対しては、市長、ことし市長選挙がある中で、自分がやっぱり豊田会さんとパートナーを持ってやっていくんだという思い、しっかりとお聞かせをいただきたいんですけども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 豊田会さんとの協定、まさに今後の高浜市の医療行政をどうしていくかということ責任を持ってやっていけるかというお話だと思います。まさにこれは、私が先ほど申し上げたように、地域包括ケアという大きな概念の中で、医療はもう外せないんだと。私どものまちで、実は訪問看護がなくなった時期があります。まるでこれ、手足をもぎとられたような、そんな思いがありました。ベッドにしてもそうですが、仮にベッドを使うだとか訪問看護を使うだけだったら、よその地域のところを使えないことないですよ。ただ、お互いをつないでいくという中でいけば、まさに地域包括ケアを推進していくという思いでいけば、この2つは欠かせない要因だと思っています。議員おっしゃるように、今回の協定は、病院との協定書というよりも、高浜にある地域包括ケアを進めていく協定書であるべきだというふうに私も思って進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

特に市長の今の最後の言葉というのが最も大事であると思いますし、それがあからこそ、市民はもちろんですけれども、この地域の方々の安心というものが確保されていくのではないかなというふうに思います。

議員になってから何度も福祉、医療、介護について質問をさせていただきました。歴代のお二人の市長さん、それから福祉部長5人の方々が見えたと思います。多分、誰も揺るぎがなかったのかなと。森前市長が、福祉のまちという形をつくってきたこの高浜市、そしてまた、地域包括ケアシステムという概念がしっかりと今でき上がった中でいうと、何ら昔と考え方は変わっていないということを思います。ということは何かといたら、やっぱり周りがよく高浜は先んじて進んでいるというようなことを福祉の分野で言われてきたことあるんですけども、それは行政が手がけていることがそうであったかもしれませんが、決して周りの方々がそれにきちんと追いついておったかという、そうではなかったような気もするんですね。それがようやく追いついてこられたというか、肩を並べてパートナーとしてやっていける仲間づくりができてきたのかな、目標を一緒にしてやっていける人ができてきたのかなという気もするところもありますので、ぜひともこの協定書、しっかりと結んでいただいて、市民に愛される、歓迎される新分院に向けて市長の手腕を発揮していただくことをお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は15時35分。

午後 3 時24分休憩

午後 3 時35分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、教育行政について。一つ、福祉行政について。以上、2間についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

初めに、教育行政について。

就学援助制度とは、学校教育法により経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な経費の一部を援助する制度です。具体的には、小学校、中学校で必要な学用品、教科書代や給食費、修学旅行費など学校に通う際に必要となる経費が市町村から全額または一部支給され、国がその2分の1を補助するものです。

しかし、これまでは、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用につきましては支給されるものの、家計の負担が大きくなる時期に必要な支援が行き届いていないという現状があります。国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童又は生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。

そこで、文部科学省は、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。

また、文科省は、この改正にあわせ、平成30年度からその予算措置を行うと通知がなされたとのことです。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本市におきまして、この文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き、基本的には生じないと認識をしております。

今後、この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応につきましては、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給につきまして、本市におきましても判断していくこととなります。今回の国における改正の趣旨、また、本市における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、なるべく早い時期に実施できますよう準備を進めていただきたいと思いますのでございます。

そこで、初めに（１）小・中学校における準要保護児童生徒の就学援助の対象人数や支給額、支給時期、その方法など具体的な内容につきましてお尋ねをいたします。

次に、（２）就学援助における準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費につきまして、文科省の通知を受け、どのように判断し、取り組んでいかれるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、福祉行政についてお尋ねをいたします。

昨年の９月、厚生労働省は全国の100歳以上の高齢者が過去最多の6万5,692人になったと発表しました。総人口が減少する中、65歳以上の割合である高齢化率は上昇を続け、2035年には33.4%に達する見通しです。

今後、さらに必要となるのが、高齢者の住まいの確保です。しかし、高齢や生活困窮を理由に入居拒否されるケースも少なくないようで、思うように住居を確保できないと言われております。日本賃貸住宅管理協会の実態調査によりますと、家主の約7割は高齢者の入居に対して拒否感があると言われ、入居制限の理由としまして、家賃の支払いに対する不安が最も多く61.5%です。大阪府が2009年に公表しました実態調査でも、家主から入居拒否の申し出を受けた高齢者は3割になるとのことです。

また、生活困窮など低所得層に対する住宅のセーフティネット、安全網には公営住宅がありますが、その応募倍率は全国平均で5.8倍、東京都では22.8倍という狭き門です。今後、新たに公営住宅を建設することは、自治体のほとんどが財政難であり、簡単なことではありません。

このような中、本年の1月18日に視察に行かせていただきました川崎市では、2000年に全国に先駆けて居住支援制度を創設し、連帯保証人を確保できず入居を拒否される高齢者や障がい者を支援しています。

この制度は、借り主が市指定の保証会社と契約を結び、月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保険料として支払えば、借り主が家賃を滞納したときや死亡時に保証会社が家賃など費用の一部を立てかえする仕組みです。万が一、保証会社が借り主から立てかえた費用を回収できなかった場合は、市が保証履行額の2分の1を補助し、保証会社が間に入ることで、家主が安心して契約を結べるようになったとのことです。2014年度末までに制度を活用した世帯数は、累計で2,173件、うち8割が高齢者だったとのことです。

さらに川崎市は、昨年6月から借り主が病気や事故に遭った場合には、関係団体と見守り支援を行い、福祉サービスにつなげています。また、本年の1月18日に県単位では設立してもうまく機能しないということで、川崎市居住支援協議会が設立をされ、地域包括ケアの一翼を担うことを目的に、行政、不動産店、福祉サービス事業者が連携を深め、取り組んでいくとのことをお話を伺いました。

3月10日には京都市で開催されました生活困窮者自立支援と居住支援シンポジウムに参加させ

ていただきました。厚生労働省の本後室長、国土交通省の堀崎企画専門官から新たなセーフティネット制度について説明を伺うことができました。

単身の高齢者は今後10年間で100万人ふえる見込みで、不安定な収入に悩む母子家庭や自立した生活を目指す障がい者も多く、今後、住宅のセーフティネットをどう強化するのか、この点で着目したのが空き家です。人口減少などにより空き家がふえ、その数は約820万戸。そのうち賃貸住宅は約429万戸です。住宅セーフティネット法改正案には、増加する空き家を低所得層向けの賃貸住宅として活用する新たな制度が盛り込まれています。

家主が保有する空き家、空き室を住宅確保が困難な高齢者のための賃貸住宅として都道府県に登録し、低所得の高齢者が入居する際、国などが家賃や改修の費用を補助するとのこと。今後、ますます高齢化が進む中、要介護状態になっても、単身になったとしても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、安心して暮らせる住まいの確保は、地域包括ケアシステムの構築の上で、大変重要なことと考えますが、本市におかれましては、今後高齢者の住まいにつきましてどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、小野田議員の1問目、教育行政について、（1）小・中学校における準要保護児童生徒の就学援助の具体的内容についてお答えいたします。

先ほどの小野田議員の質問でも触れられていましたが、就学援助については、学校教育法第19条の規定により、市町村において適切に実施されなければならないこととされていますが、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、要保護児童生徒援助費補助金によりその経費の一部を補助しています。

なお、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している状況です。

そこで、1つ目の御質問にお答えいたします。平成28年度の小・中学校における準要保護児童生徒の就学援助の対象人数は、小学生263名、中学生166名です。支給額は、小学生総額1,523万4,884円、中学生総額1,492万3,101円です。支給時期は基本的に7月、12月、3月に支給しています。

なお、新入学児童生徒学用品費については6月に支給しているところです。支給方法は、基本的に銀行口座等への振り込みにて行っています。

次に、2つ目の御質問の新入学児童生徒学用品費についてお答えします。

平成29年3月31日に文部科学省初等中等教育局長から発出された通知、「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について」では、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費

等を国庫補助対象にできるよう交付要綱の一部改正が通知されました。

この一部改正の背景には、交付要綱において国庫補助の対象を児童又は生徒の保護者としていて、小学校への入学前の者はまだ学齢児童に該当しないため、これまで当該補助の対象外となっているという状況がありました。こうした現状に鑑み、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等について、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう、交付要綱が改正されることになりました。

具体的な改正の内容は、補助の対象者である「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者」について就学予定者の保護者を加え、「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者」とするとともに、就学予定者が対象となる事業を新入学児童生徒学用品費等に限定するものとなっています。

この通知を受けて、新入学児童生徒学用品費についての高浜市の取り組みでございますが、まず、国の補助基準額が見直されましたので、本市におきましても国の基準額に準拠し、単価を見直したいと考えます。具体的には、小学校の新入学学用品費を平成28年度は2万470円でしたが、平成29年度は4万600円に、中学校の新入学学用品費を平成28年度は2万3,550円でしたが、平成29年度は4万7,400円に見直していきたいと考えます。

また、支給の時期についてですが、現在、前年の所得状況等を確認した上で認定を行い、6月に支給している状況にあり、入学年度開始前の支給を行うためには、前々年の所得状況等を確認する必要が出てまいります。要するに、前倒し支給するためには、事務量の増加などさまざまな課題が想定されるところですが、通知の趣旨を考慮し、今後は先行実施している自治体を参考に課題を整理し、実施に向けて検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 続きまして、小野田由紀子議員の2問目、福祉行政について、高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保についてお答えさせていただきます。

議員御質問のとおり、住宅セーフティネット法が改正され、4月26日に公布されています。今回の改正の趣旨は、総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めないこと、民間の空き家や空き室は増加傾向にあることから、空き家を活用して住宅セーフティネット機能を強化するというものです。改正により、高齢者や障がい者、生活困窮者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者への支援が盛り込まれ、今後は国が主導し、新たな支援策が展開していくものと思っております。

国土交通省が平成28年6月に行った調査では、賃貸住宅の貸し主の約6割が高齢者の入居に拒否感を持っており、単身高齢者世帯の12%、高齢者のみ世帯では9%が実際に入居制限をしている結果となっています。

入居制限の主な理由としては、家賃の支払いに対する不安が57%、居室内での死亡事故に対す

る不安が19%となっており、家主がトラブルを避けるために高齢者に住宅を貸したがる傾向にあることがうかがえます。

今回の住宅セーフティネット法では、県及び市町村は、国が示す基本方針に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進計画を作成し、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録することで、誰もが安心して住むことのできる住宅を確保することとしています。

加えて、県が住宅確保要配慮者の入居を支援する法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定し、マッチングや入居相談、家賃債務保証などを行うこととしています。また、空き家をお年寄りや子育て世帯向けの賃貸住宅として有効活用するための改修費の補助も平成29年度中に始まることとなっております。

続いて、県における状況についてお答えします。

愛知県は平成22年の時点で、全国で3番目に低い高齢化率であったことから、住宅課題のピークは他県よりも遅くなります。一方で、平成22年から32年までの10年間の高齢者人口の増加率は26.6%と高く、高齢者世帯が増加していくことから、近い将来には住宅課題への対応を迫られることが予測されています。

こうした状況から、県は平成24年3月に平成32年度までの9カ年を計画期間とした愛知県高齢者居住安定確保計画を策定しております。この計画では、高齢者の望む暮らしに合った住まいの実現を基本目標に、住宅のバリアフリー化、入居・居住に対する支援、公営住宅の整備、高齢者等に暮らしやすいまちづくりの推進により、平成32年9月までに高齢者向け賃貸住宅等を約1万1,000戸供給することを掲げています。

また、高齢者等の受け入れを拒否しない民間賃貸住宅等を登録する愛知県あんしん賃貸支援制度を設け、高浜市では1件が登録されています。

さらに、県営住宅に居住する高齢者世帯が、地域で安心して暮らせるよう見守り活動を行うあいち型シルバーハウジング事業を実施しています。市内には、シルバーハウジングとして県営赤松住宅と県営葭池住宅の2つの県営住宅で、入居している高齢者の皆さんが安全かつ快適な在宅生活を送れるよう、生活相談や安否確認を行う生活援助員の派遣が実施をされています。

次に、市営住宅の状況について申し上げます。

平成28年度の市営住宅の募集状況は、東海住宅が7戸で募集倍率1.3倍、芳川住宅が2戸で1.5倍と、平均で1.3倍となっており、全国平均の倍率が5.8倍であることから、高浜市の募集倍率は全国と比べ極めて低い状況にあります。全国的な傾向に比べれば、高浜市の住宅環境は恵まれていると思っておりますが、議員御指摘のとおり、住まいの確保は生活の基本であり、地域包括ケアを進めていく上でも不可欠です。

また、できる限り住みなれた我が家で、近隣の親しい方とつながって暮らしていくことができる環境は、地域の一員としての意識も強くなり、地域に貢献したいという思いを持っていただく

ことで、生きがいつくりにもつながっていくものと思います。

市では、介護保険制度の開始当初から、横出しサービスとして住宅改修をメニューとして用意し、市民の在宅生活を支えてきました。この制度は、自立した高齢者も利用できることから、家庭内の段差を解消したり、転倒予防の手すりをつけることで、住みなれた自宅で生活することも可能となります。加えて、高齢者の方の中には生活支援が必要な方もみえますので、地域包括ケアの理念であります高齢者が住みなれた地域においてより安心して暮らせるよう、住居の確保と住環境の整備、そして生活支援など包括的な支援体制を引き続き目指してまいります。

今回、議員から御提案をいただきました高齢者の連帯保証人の確保については、現在のところ、窓口相談には特に寄せられておりませんが、今後、単身高齢者の増加に伴い、課題となってくるものが想定されます。また、先進事例として教えていただきました川崎市の取り組みや県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人による家賃債務保証の活用については、今後の市の空き家活用の参考にさせていただきたいと思います。

次に、生活困窮世帯等への支援についてお答えをさせていただきます。

市では、平成27年4月から経済的に困窮し、住居を喪失した方等に対し、家賃相当分の給付金を支給することで、住居を確保し就労につなげる生活困窮者住居確保給付金給付事業を実施しています。これ以外にも、給付金の支給要件を満たさない生活困窮者の相談についても随時受け付けをしており、例えば寮つきの仕事を探すようにアドバイスするなど相談に来られた方の事情に応じた対応を行っております。

御質問にありました空き家の活用については、本年度、市内の空き家の正確な戸数を把握するための実態調査を行い、対策の基礎となる空き家等対策計画の作成を進めてまいります。このことにより、空き家活用のスタートラインに立つことができるものと思っています。

今回、高齢者に焦点を当てて御質問いただきましたが、住宅の問題というのは、高齢者だけでなく障がい者、生活困窮者、子育て世帯、多くの方にかかわりのあることであり、地域全体で考えるべき問題であると認識をしております。市としても、住みなれた地域で安心して暮らせる住まいの確保は優先課題であると考えており、国や県の施策も活用し、必要な施策を行ってまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、初めに教育行政のほうからですけれども、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。特に支給額、これですけれども、国に準じて、先ほど教育長から答弁がありましたけれども、小学校が2万470円を4万600円に、それから中学校が平成29年度は2万3,550円を4万7,400円ということで、約2倍に増額されるということで、これに関しましては評価させていただきたいと思います。

それでは、3点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど御答弁で、準要保護は小学生が263名、中学生は166名、合計しますと429名になりますけれども、本市におけます認定基準についてお伺いしたいと思います。

また、今回の改正によりまして、この認定基準につきましては、中には基準を厳しくするのではないかという懸念もありますけれども、どのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 就学援助費の認定につきましては、高浜市就学援助費事務取扱要綱に基づきまして、毎年度、受給申請書を受け取った後、その内容を審査しまして、5月末日をめどに認定を行っております。

認定の基準につきましては、市民税の非課税措置を受けている者、市民税や固定資産税、国民健康保険税等の減免措置を受けている者、児童扶養手当の支給を受けている者に該当するかどうかなどを基準に審査しております。

また、基準を厳しくするのではという御質問でしたが、認定基準の改正につきましては、今のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。認定基準の改正については考えていないというような御答弁で、安心をしたところでございます。

それから、所得の低い方の所得額ですとか人数についてどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 就学援助費の認定を行う際は、基本的に市民税の非課税措置を受けている者、市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免措置を受けている者、そういった項目に該当するかどうか、そして世帯の所得と家族構成に応じた需用額を比較しまして、審査を行っているところでございますが、個々の所得額の詳細なデータまでは持ち合わせていないところでございます。

なお、平成28年度の認定の状況でございますが、就学援助費の対象者に該当する項目の中で、児童扶養手当の支給を受けている方が一番多く200人おりました。その割合は全体の約46%となっています。その次が市民税の非課税措置を受けている方で、人数は70人、割合としては約16%となっております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 児童扶養手当の支給を受けている方が200人で46%ということで、や

はりひとり親家庭、母子家庭の方が多いかなということを実感させていただきました。

それから、新入学児童・生徒学用品費を入学前に支給するとなりますと、今後どのような流れで準備をしていくのか、具体的な内容につきましてお尋ねをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども答弁申し上げましたが、今後、先行実施しております自治体を調査しますとともに、課題を整理していきたいと考えています。

流れとしましては、まずはいつから実施するかということを決定する必要があります。その上で、実施年度の当初までに制度設計の見直しや要綱の改正を行うとともに、予算措置額を把握した上で、当初予算計上を行う必要があると考えております。そして、実施年度の秋には、学校教職員に制度改正の説明を行った上で、保護者への周知を行う必要があると考えております。

周知方法についても、学校側と効果的な方法を検討する必要があると考えております。そして、実施年度の1月ごろに約1カ月程度の申請期間をとった上で2月中に審査を行い、3月に支給という流れになるものと考えております。ただ、今後、調査を進めていきますので、今、申し上げた流れにつきまして変更が加わることも考えられますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ありがとうございます。

本市におかれましては、生活困窮やひとり親家庭のお子さんの学習支援に本当にしっかり取り組んでくださっています。貧困の連鎖を断ち切るには、教育が一番重要だと思っております。この点では高く評価をさせていただきたいと思いますが、特に小学校に入学するときのお子さんの期待感、これは大変大きいと思います。毎月足りないぐらいの困窮で、急な多額の出費はとても大変だと思います。お子さんにこんなときにお金の心配をさせるのはつらいと思います。せっかく支給していただけるのであれば、本当に必要なとき、入学する前に支給をしていただければどれほど助かるかというふうに考えます。

前向きな御答弁をいただいておりますので、ぜひなるべく早い時期に、入学前に支給していただきますようお願いを申し上げます。

以上で、教育行政については終わらせていただきます。

次に、2問目の福祉行政ですけれども、これに関しましても前向きな御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

御答弁の中で、愛知県あんしん賃貸支援制度を御紹介いただき、高浜市では1件が登録されているということでもございましたけれども、この制度の概要と県内でどれくらいの住居が登録されているのか、近隣市の状況も含めてお尋ねをいたします。

また、空き家の実態調査を本年度に実施するとのことでしたがけれども、いつ、どのように実施するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（唐島啓一） お答えさせていただきます。

御質問のありました愛知県あんしん賃貸支援制度は、県内の高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅をあんしん賃貸住宅として登録し、ホームページ等に公表することで賃貸人と入居希望者の双方の不安を解消するための制度でございます。

こちらに入居された方は、見守りや生活相談等の居住支援を受けることができるので、安心して暮らすことができるようになっております。

平成29年5月時点での愛知県全体の登録件数は128件で、3,001戸が登録されております。

近隣市の登録状況でございますが、刈谷市が1件、安城市が1件、碧南市2件となっております。

続きまして、お尋ねのありました空き家の実態調査につきましては、平成29年度の夏ごろに実施を予定しております。本調査は、空き家対策の推進に関する特別措置法第11条に基づきまして、空き家等のデータベースを整備することを目的としております。

この空き家の判断基準といたしましては、郵便受けにチラシ等が大量に詰まっていないか、窓ガラスが割れていないか、あとは玄関付近に草が生えていて、人が出入りしている様子がないなどといった居住の実態を1軒ずつ調査いたしまして確認し、書面上だけではわからない空き家の実態を調査する予定でございます。

こちらの調査結果は今年度末に固まる予定でございます。こちらを参考に当市の空き家の実態を把握いたしまして、今後の施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。この空き家に関しましては、小嶋議員が何回も質問をしてまいりましたけれども、この高浜市におきましても、空き家が増加傾向にある中、この夏に調査をしていただくということでございますけれども、今回、国の新たなセーフティネット法に基づいて、高浜市におかれましても空き家をうまく活用して、住まいの確保をしていくということでございますけれども、今後、地域で安心していつまでも暮らすことができる住まいの整備につきまして、着実に推進していただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時13分散会
